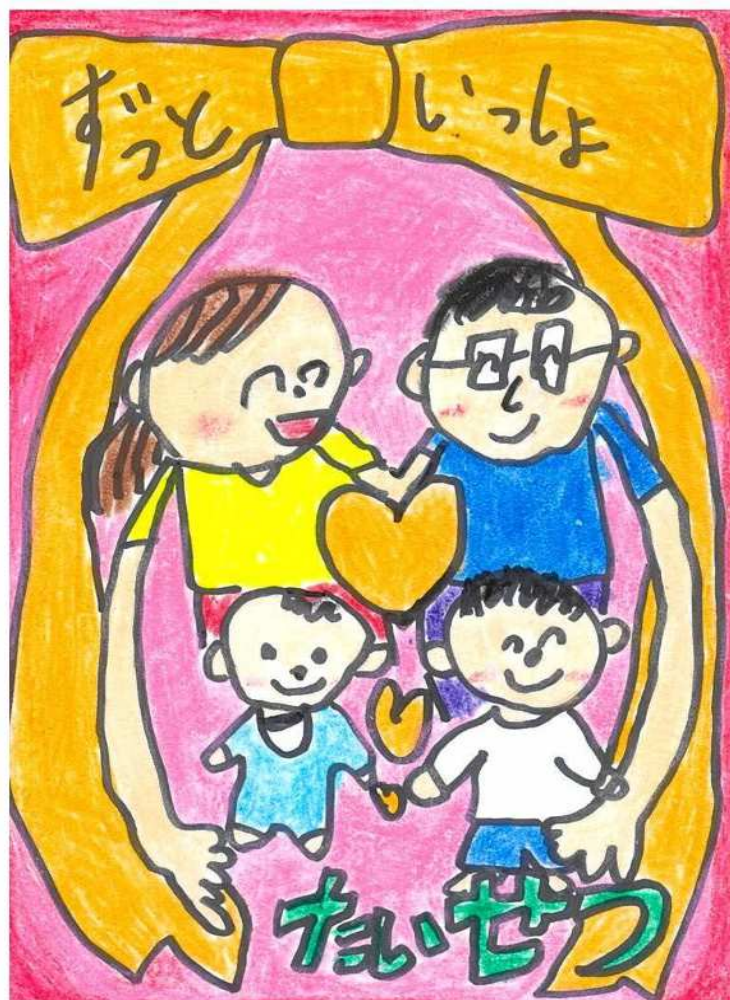


令和8年度

岐阜市子ども・若者総合支援センター

“エールぎふ” 要覧



令和7年度 岐阜市オレンジリボン 絵てがみコンテスト
小学生以下の部 オレンジリボン賞

はじめに

令和7年度は、市長指示による“エールぎふ”総点検が行われました。開設12年目を迎え、日々変容する社会情勢をふまえながら、今一度エールぎふの在り様を点検、確認するという目的です。全ての事業を見直す中で、本センターは、従来からの「子どもを支える家庭を支える」という理念を、今後も大切にしたいと再確認することができました。総点検で得たエールぎふの存在意義を改めて自覚しつつ、今年度も、子どもや保護者を支えるため意識高く取り組んでいこうと考えています。

本要覧をご高覧いただき、“エールぎふ”への一層のご理解とご指導をいただければ幸いです。

岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”

令和7年度所長 鷺見 佐知

目 次

1	沿革	1
2	施設概要・施設案内図	5
3	組織機能図	7
4	業務内容	
I a	乳幼児相談係	9
I b	親子支援係	12
I c	乳幼児支援係	15
II	家庭児童相談係	19
III	発達支援係	25
IV	教育支援係	28
V	才能伸長・自立支援係	31
VI	総合相談／専門アドバイザー／SSW	34
5	その他	
①	外部機関・団体への講話等（長良川大学講座「出前講座」を含む）	36
②	視察一覧	37
6	統計	
①	“エールぎふ”のべ相談・対応件数	38
②	係別統計	39

1 沿革

平成 21.6.17	岐阜市議会第3回定例会において安藤征治教育長が、今後ますます多様化、複雑化する子どもたちや、こうした子どもたちを抱えて思い悩む保護者に対して、生徒指導、教育相談、特別支援教育の枠を超えて連携し、総合的に対応、支援するために、少年センターを（仮称）総合教育支援センターへ再編拡充していく方向性を示した。
平成 22.3.4	岐阜市議会第1回定例会において細江茂光市長より、岐阜の教育、子育てを総合的に支える（仮称）子ども・若者総合教育支援センターの構想化に着手することが示された。
平成 25.12.12	岐阜市議会第5回定例会において、「岐阜市発達相談センター条例を廃止する条例制定について」「岐阜市幼児支援教室条例制定について」「岐阜市少年センター条例の一部を改正する等の条例制定について」「岐阜市子ども・若者総合支援センター条例制定について」「岐阜市子ども・若者自立支援教室条例制定について」の各議案を提出し、議決された。
平成 26.4.1	教育委員会「少年センター」「幼稚園ことばの教室」、福祉部「発達相談センターあおぞら」「子ども家庭課家庭児童相談係」を合して、岐阜市明德町11番地に「岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”」を設置。「発達相談センター」の3歳児対象のことばの教室と教育委員会市立幼稚園の4、5歳児対象のことばの教室を「幼児支援教室」として統合。教育委員会少年センターの「適応指導教室」を「子ども・若者自立支援教室」と改称した。 「岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”」の設立時の職員数は102名。 少年センターの「教育相談在宅専門相談員」を廃止。専門アドバイザーとして、カウンセラーとともに、新たに精神科医、弁護士を置く。
平成 26.8.7	平成26年度第1回「岐阜市子ども・若者総合支援センター」事業推進委員会開催。（以後年2回開催）
平成 27.4.1	子ども未来部創設。子ども政策課、子ども支援課、子ども保育課と共に子ども未来部の所管となる。発達支援係嘱託員1名増員。職員数103名。 子ども専用ダイヤル「子どもホットダイヤル」、子ども専用メール「子どもホットメール」を設置。
平成 27.5	教育委員会、福祉部障がい福祉課との共催で、児童発達支援事業所、保育所、幼稚園を対象とした「就学に関する学習会」と、4、5歳児の保護者を対象とした「就学に関する学習会」を初開催。
平成 27.6	「子どもホットダイヤル」の電話番号と「子どもホットメール」のメールアドレスを記載した「子どもホットカード」を市内小中高児童生徒に配付。
平成 27.9.30	「エールぎふネットワーク会議」を設立。第1回会議を開催。

平成 27.11.28	内閣府研修として、保護者・学校・支援機関等関係者を対象に、講演会「不登校傾向のある生徒への対応」を開催。
平成 27.12.21	政府の「第33回 教育再生実行会議」において、委員の細江市長が「岐阜市子ども・若者総合支援センター ～子ども・若者の総合的・継続的支援機関～」について説明。
平成 28.2.27	内閣府研修として、教員、保育士、保健師、療育機関関係者等を対象とした講演会「子どもと療育をめぐる今日的課題と具体的支援」を開催。
平成 28.4.1	乳幼児支援係嘱託職員2名、スクールソーシャルワーカー1名増員。職員数106名。 椿洞子ども・若者自立支援教室廃止。
平成 28.5.18	岐阜市都市創造会議の分野別会議である「岐阜市子育て創造会議」の平成28年度第1回会議において、「特別な配慮を必要とする子育て支援について」をテーマに、子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”の取組について協議。
平成 28.6	岐阜市の小中高特別支援の児童生徒に「子どもホッとカード」を配付。広域連携の一環として、山県市・岐南町の小中高児童生徒を対象に「子どもホッとカード」を配付開始。
平成 28.8.4	「岐阜市都市創造会議」において、第1回「岐阜市子育て創造会議」の内容が報告される。
平成 28.8.4-5	「“エール”サマーフェス」を教育委員会との協働で試行開催。
平成 28.10.3	第2回「岐阜市子育て創造会議」開催。「特別な配慮を必要とする子育て支援について」、次年度の取組案を審議。
平成 29.4.1	乳幼児相談係嘱託職員2名、乳幼児支援係嘱託職員1名増員。職員数109名。
平成 29.8.3-4	「“エール”サマーフェス」を教育委員会との協働で開催。
平成 29.9	「乳幼児期の支援に関するアンケート調査」実施。集計及び分析は、岐阜聖徳学園大学との協働にて実施。
平成 29.9.28	文部科学省主催「平成29年度 学校における教育相談体制充実に係る連絡協議会」にて、「岐阜市におけるSSWの活用」を報告。
平成 29.10 ～30.2	義務教育終了後の子どもを持つ保護者の方々を中心とした話し合いの場として、“エールぎふ”保護者の会「ゆうゆうと」を試行開催。
平成 30.2.8	文部科学省主催「平成30年度 切れ目ない支援体制整備充実事業等に関する説明会」にて、「岐阜市における切れ目ない支援体制整備の取組」を報告。
平成 30.2	南市民健康センター内幼児支援教室改修工事設計業務完了。
平成 30.4	総合相談システムの本格稼働。切れ目ない支援体制整備の充実につなぐ。

平成 30.6.27	保護者の会「ゆうゆうと」を本格実施。「ゆったりゆったり」「ぼちぼちいこか」と共に、ペアレント・メンターを活用。
平成 30.7	広域連携の一環として、笠松町の小中高児童生徒を対象に「子どもホッとカード」を配付開始。
平成 31.1.18	文部科学省大臣官房審議官（現初等中等教育局長）を初めとする、文部科学省初等中等教育局4名による視察。
平成 31.2	南市民健康センター内岐阜南幼児支援教室改修工事完了。
平成 31.4	南市民健康センター内岐阜南幼児支援教室開設。乳幼児支援係に正規職員1名、嘱託職員4名増員。 子ども家庭総合支援拠点設置。家庭児童相談係に正規職員（心理職）1名増員。職員数114名。
令和 2.3	“エールぎふ”の新たなホームページを開設。
令和 2.4	臨時的任用職員がフルタイム会計年度任用職員に、非常勤嘱託職員がパートタイム会計年度任用職員に切り替わる。家庭児童相談係に、正規職員1名、フルタイム会計年度任用職員1名増員。
令和 2.6	「子どもホッとカード」のデザインを一新し、市内小中高の全児童生徒に配付。
令和 3.4	大垣女子短期大学との連携協定締結。「職業実践力育成プログラム」認定プログラム 子どもの発達と援助学コースに参加。 乳幼児相談・支援係に正規職員1名増員。家庭児童相談係のパートタイム会計年度任用職員5人をフルタイム会計年度任用職員に置換。
令和 3.12.9	文部科学省主催、令和3年度幼児教育理解推進事業【中央協議会】にて、“エールぎふ”の取組を紹介。
令和 4.2.21	岐阜県・岐阜市・市教委・岐阜県警との「児童虐待事案等に係る連携に関する協定書」の締結。
令和 4.3.31	「こどもサポート総合センター」開所式 岐阜県知事、岐阜市長、岐阜県警察本部長、岐阜市教育長が出席。内閣府特命担当大臣 野田聖子氏によるビデオメッセージ。来賓として、慶応義塾大学教授 小笠原和美氏、警察庁指定広域技能指導官 安永智美氏が出席。
令和 4.4.1	“エールぎふ”2階に「こどもサポート総合センター」開設。岐阜県中央子ども相談センター地域連携課、岐阜県警察少年サポートセンター分室が同居。 ヤングケアラーコーディネーターを配置。
令和 4.5.9	立憲民主党 野田佳彦氏、蓮舫氏、手塚仁雄氏 青山大人氏 来所。
令和 4.7.22	「令和4年度版 子供・若者白書」に、「地方公共団体における総合的な相談・支援体制の整備」として、“エールぎふ”の取組を紹介。
令和 4.9	内閣官房子ども家庭庁設立準備室による「地方自治体におけるこども政策に関する連携体制の事例把握調査」にて、“エールぎふ”の取組を紹介。

令和 5.4	令和6年4月の「こども家庭センター」の設置に向け、母子保健と児童福祉双方について十分な知識を持つ「統括支援員」を1年前倒しして“エールぎふ”に配置。
令和 6.4.1	「こども家庭センター」設置。 “エールぎふ”家庭児童相談係と各保健センターこども家庭センター窓口の市内4カ所で業務を展開。
令和 6.4	「子どもホッとカード」の配付をやめ、市内小中高特の全児童生徒のタブレット端末に「子どもホッとダイヤル」の電話番号と「子どもホッとメール」のメールアドレスを掲載した。
令和 7.4	市長指示により「エールぎふ総点検」として全47事業の点検を実施。 7事業の改善拡大、1事業の改善縮小、1事業の廃止等が検討される。
令和 8.3	児童福祉法改正により、I a 係の行っていた「市内園所への就学前巡回相談」事業が、児童発達支援センター（恵光学園）へと予算、人員ともに移ることとなり、本事業は廃止となった。
令和 8.4	家庭児童相談係の対応件数増加により、2係体制となる。 家庭相談1係（Ⅱ－1）、家庭相談2係（Ⅱ－2）

2 施設概要

所在地 岐阜市明德町11番地
構造 鉄筋コンクリート造4階建
建物面積 2,852.44㎡

【幼児支援教室】

長良幼児支援教室 長良東二丁目140番地 北保健センター内
(638.73㎡)

岐阜北幼児支援教室 福光西一丁目16番2号
243.31㎡

鷺山幼児支援教室 下土居二丁目9番12号 鷺山保育所内
(80.61㎡)

岐阜東幼児支援教室 水海道一丁目16番13号 岐阜東幼稚園内
(249.30㎡)

市橋幼児支援教室 市橋六丁目13番25号 市橋コミュニティセンター内
(126.36㎡)

加納幼児支援教室 加納東丸町二丁目9番地1 加納幼稚園敷地内
(503.60㎡)

岐阜南幼児支援教室 茜部菱野一丁目75番地2 南保健センター内
(540.36㎡)

柳津幼児支援教室 柳津町下佐波西一丁目15番地 もえぎの里内
(206.33㎡)

【子ども・若者自立支援教室】

明德子ども・若者自立支援教室 明德町11番地
子ども・若者総合支援センター内

七郷子ども・若者自立支援教室 西改田字川向3番地 旧養護学校小中学部内
(675.05㎡)

岐陽子ども・若者自立支援教室 上川手735番地2 岐陽体育館内
(141.75㎡)

芥見子ども・若者自立支援教室 芥見南山三丁目10番1号
教育研究所内 (129.60㎡)

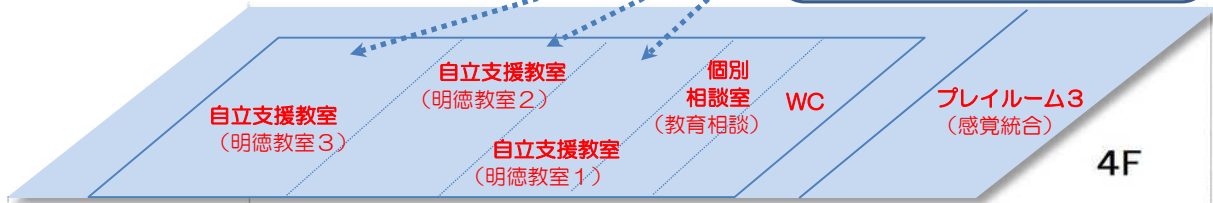
※ () は借用

子ども・若者総合支援センター案内図

4F:教育相談のフロア
不登校の相談・支援

明德自立支援教室

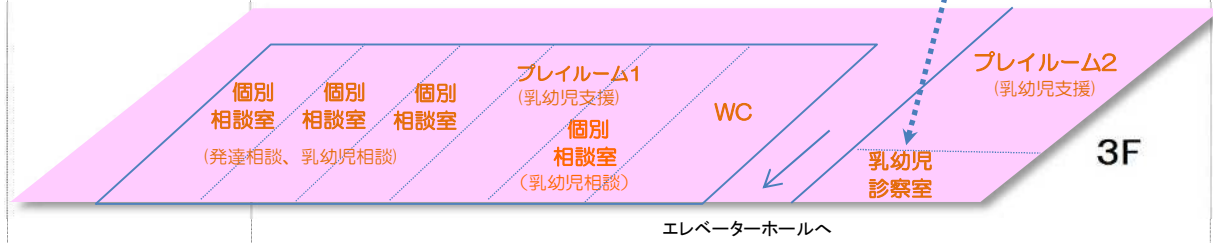
少人数での学習や様々な体験活動を行います。



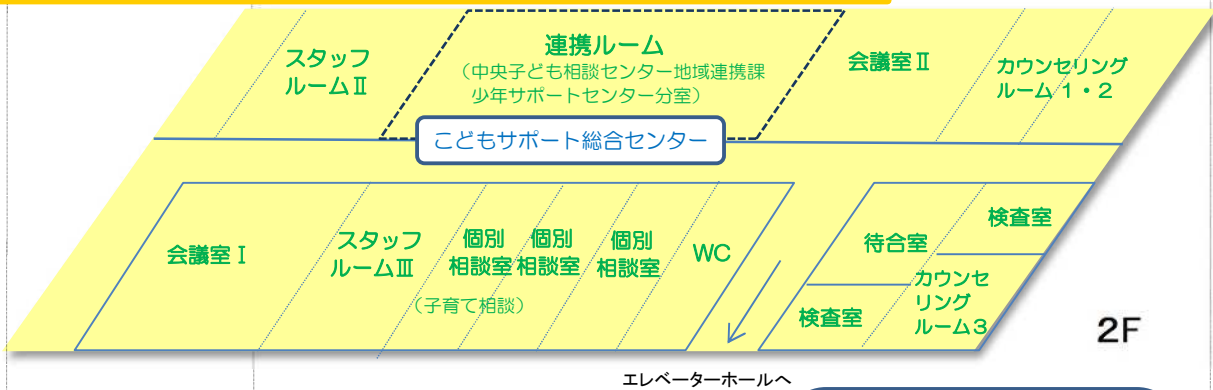
3F:乳幼児相談・発達相談のフロア

エールぎふ診察

就学前のお子さんを対象とした小児科医による診察を行います。

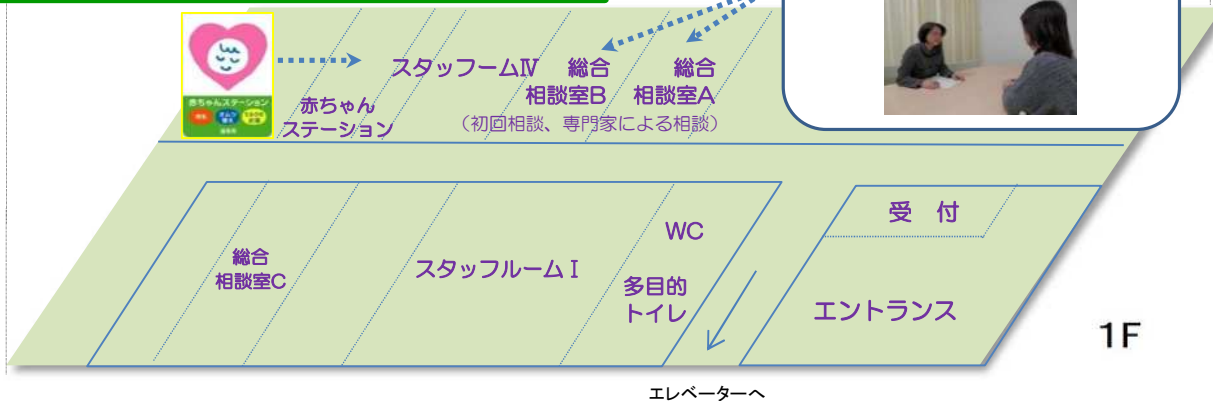


2F:子育て相談、才能伸長・自立支援に関するフロア



1F:総合相談・専門相談のフロア

総合相談員・専門相談員による面接相談を行います。

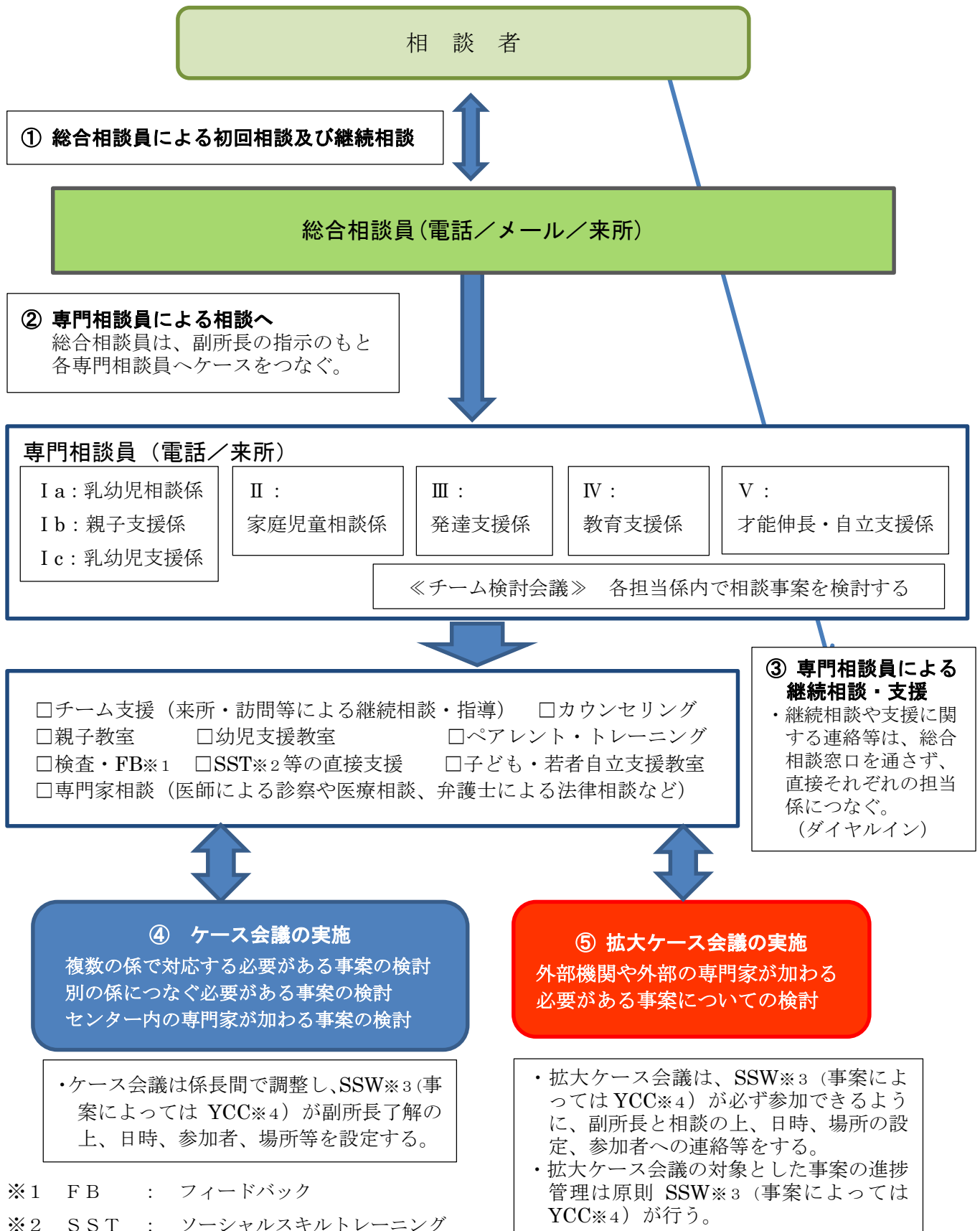


3 組織

子ども・若者総合支援センター機能図

子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”相談対応のフロー

子ども・若者総合支援センター“エールぎふ” 相談対応のフロー



- ※1 FB : フィードバック
- ※2 SST : ソーシャルスキルトレーニング
- ※3 SSW : スクールソーシャルワーカー
- ※4 YCC : ヤングケアラーコーディネーター

・拡大ケース会議は、SSW※3（事案によってはYCC※4）が必ず参加できるように、副所長と相談の上、日時、場所の設定、参加者への連絡等をする。
 ・拡大ケース会議の対象とした事案の進捗管理は原則 SSW※3（事案によってはYCC※4）が行う。

4 事業内容

I a 乳幼児相談係

I b 親子支援係

I c 乳幼児支援係

II 家庭児童相談係

III 発達支援係

IV 教育支援係

V 才能伸長・自立支援係

VI 総合相談／専門アドバイザー／SSW

I a 乳幼児相談係

ことばが増えない、落ち着きがない、友達とうまく遊べないなど、乳幼児期の発達に関する相談は増加している。

乳幼児期は、基本的な生活習慣の確立や社会性の育ちなど個人差が大きい時期である。また、この時期の子どもたちは、周囲の大人との関係の中で育っていくことから、発達について不安を感じる保護者に対し、子どもの発達を促すための関わりについて相談・助言を行っている。



相談の風景

1 事業内容

(1) 乳幼児の発達に関する相談・支援

発達検査や行動観察を通して、子どもの発達状況を客観的に確認し、子どもとの関わりにどのような配慮をすると次の発達のステップにつながるのかを保護者とともに考える。

① 発達相談（来所相談・電話相談等）

- ・ 来所や電話等での相談の中で、保護者の思いや子育ての大変さなどを傾聴しながら、日々の育児や子どもに対するとらえ方、心理状態等を把握する。
- ・ アセスメントに基づき、子どもの行動の意味や対応方法を保護者へ伝え、子どもの発達を促すための関わりについて助言する。
- ・ 必要に応じて支援につなげ、関係機関と調整する。

② 乳幼児健診からの紹介

- ・保健センターが行う健康診査（1歳6か月児健診・3歳児健診等）やこ
とぼの相談等から紹介された、子どもの発達に心配を持つ保護者からの
相談に対応。
- ・保護者から日常生活の様子や育児の中での不安や困難さを聴き取り、子
どもの発達状況（対人関係・行動・運動発達等）を確認。子どもへの関
わりについて助言を行う。
- ・必要に応じ、保健衛生部の保健師と連携し支援を継続する。

（2）エールぎふ診察室

発達について小児科医による診察の場を設置

小児科医による診察

- ・予約制（週1～2回、1日3～6枠。診察時間1時間）
- ・就学前の乳幼児の医学的診断、発達の総合評価及び保護者、関係機関
への助言。
- ・保護者が子どもの特性を理解することにより、子育てに対する不安全感
の軽減につながる。診断後の保護者の受容に対する支援が必要。



エールぎふ診察室

(3) 地域支援

子どもを社会全体で育てるために

交流保育

- ・ 児童発達支援センターや児童発達支援事業所等を利用している未就園の子どもが、地域の保育所（園）で子どもたちと交流する機会をつくる。

(4) 療育総合判定会議

市内の保育所（園）、認定こども園等からの申請に対し、子ども保育課に協力して会議を開催。保育士等の加配が必要と思われる入所予定、または在籍する子どもについて、発達的面から「保育上特別な配慮と支援が必要な幼児」としての認定の必要性について審議を行う。

- ・ 心理発達に関する判定員として会議に参加し、技術的協力を実施。
- ・ 認定後、必要に応じて保護者への相談支援を行う。

2 成果（前年度）

- 保育所（園）・幼稚園・認定こども園等との連携により保護者や支援者に対し、子どもの行動や発達について理解を促すことができた。また、必要な支援につなげた。
- エールぎふ診察室では、必要に応じ、医師より意見書や紹介状を発行するなど、就学後も切れ目ない支援が受けられるよう対応した。

I b 親子支援係

親子教室は、発達面で心配のある1・2歳の子どもとその保護者を対象に、人と触れ合うことの楽しさやコミュニケーションの広がり育てるための教室である。

ことばの遅れの他に、多動、自己コントロール力の弱さ、対人緊張が強いなどの対人意識に関わる心配が増加している。保護者は子どもの行動が理解できずに、「大人の言うことを聞いてくれない」「外出すると勝手に走って行ってしまい、迷子になってしまう」「関わり方がわからない」等の困り感や育てにくさを感じていることもある。

保護者の育児不安やストレスに対し、精神的なフォローが必要な場合もあるため、家族とともに子どもの成長を見守り、それぞれの子どもや家族にあわせて支援を行っている。



親子教室
「何して遊ぼうかな？」

1 主な利用児の紹介経路

- ① 保健センターが実施している乳幼児健診や、地域の保健師からの紹介
- ② “エールぎふ”乳幼児相談係からの紹介



親子教室開催場所

2 事業内容

(1) 親子教室の実施

① ねらい

- ・親子遊びを通し、対人意識を広げ、コミュニケーション意欲を高める。
- ・大人から子どもへ関心を広げ、人と関わる楽しさを味わう。

② 方法

- ・1歳児（0歳児含む）と2歳児を複数のグループに分け、様々な資格を持つ職員により多角的に子どもの発達をとらえながら、子どもの発達段階や保護者のニーズにあわせた活動を行っている。

③ 内容

- ・1歳児（0歳児含む）は1時間、2歳児は1時間15分の活動を原則としている。
 - 1歳児 午前中
 - 2歳児 主に午後
- ・子どもの発達段階に合わせた活動を行い、それぞれの子どもの育ちと発達課題を保護者と共有する。また、職員がモデルとなって関わり方を助言している。
- ・回数 月に1～2回
- ・活動の主な流れ
 - 自由遊び
 - お片付け
 - 親子で体操
 - 朝の会／昼の会
 - お茶のタイム
 - 設定遊び（紙あそび・ボールあそび・風船あそびなど）
 - さようならの歌



④ グループ分け

- ・年齢・地域・発達面、行動面の課題に応じて行っている。また、個別的な対応が必要な親子に対して少人数グループをつくり、よりきめ細かな支援ができるようにしている。
- ・場所は、長良幼児支援教室（北保健センター内）を中心に、市内3か所で開催している。

(2) 個別相談の実施

子育ての悩みや進路について、個別相談を実施している。親子教室の活動の前後に時間を設け、保護者の思いを聞きながら育児相談を行ったり、乳幼児相談係と連携しながら発達検査を行ったりしている。保護者と子どもの特性や発達状況を共有し、子どもに合わせた関わりを持つことができるように支援している。また、必要に応じて社会資源の情報提供をしている。

初回参加時に、保護者の子どもへの理解や、子育てに対しての思いや環境の視点でアセスメントを行い、保護者に寄り添った支援を目指している。



親子教室 絵本

「大きなかぶが抜けました♪」

(3) “おやこつうしん”の発行

親子教室での子どもの姿から、子どもの発達や育ちに合わせた関わり方や、子どもの行動の意味を掲載した“おやこつうしん”を、年4回発行し、保護者が子どもをより理解できるようにしている。

3 成果（前年度）

- 利用児の進路について相談や情報提供を行い、就園や 幼児支援教室、児童発達支援センター等につないだ。
- 保護者と子どもの育ちを共有しながら育児支援を行い、特性や発達に合わせた関わりが出来るように理解を促した。
- 保護者アセスメントを行い、保護者支援の視点で相談を実施した。
- 親子教室の活動前後の時間に保護者との個別相談を設けて、保護者の困り感や悩みに応じた。
- 親子教室のなかで、運動発達や、コミュニケーション意欲を促す活動を行った。
- 必要に応じて新規利用者への個別相談を行った。

I c 乳幼児支援係

幼児支援教室は、ことばの発達が心配な幼児や友達と一緒に遊んだり活動したりすることが苦手な幼児（3～5歳児）を対象に、本人の興味・関心のある「あそび」を通して、ことばやコミュニケーションの力を豊かにしていくことを目的とした教室である。保護者と親学級（在籍している保育所・園や幼稚園、こども園等）との連携を図り、日常生活での育ちを大切にしている。また、小学校とも連携を図り、就学への支援に努めている。

1 幼児支援教室の位置及び連絡先

教室名	住所	電話番号
長良	長良東2丁目140番地（北保健センター内）	295-1133
岐阜北	福光西1丁目16番2号	231-5501
鷺山	下土居2丁目9番12号（鷺山保育所内）	231-1121
岐阜東	水海道1丁目16番13号（岐阜東幼稚園内）	259-2401
市橋	市橋6丁目13番25号（市橋コミュニティセンター内）	275-5108
加納	加納東丸町2丁目9番地1（加納幼稚園敷地内）	278-3755
岐阜南	茜部菱野1丁目75番地2（南保健センター内）	268-6232
柳津	柳津町下佐波西1丁目15番地（もえぎの里内）	279-6326



2 事業内容

(1) 幼児支援教室の実施

① 対象児

- ・ことばの発達がゆっくり
- ・ことばでの表現ややりとりが苦手
- ・友だちと一緒に遊ぶことが苦手
- ・落ち着きがない
- ・集団にうまく入れない
- ・発音が不明瞭
- ・その他、発達面で心配なお子さん

② 指導のねらい

- ・興味のある遊びを中心に生活体験を豊かにする。
- ・社会性の基礎である親子関係を大切にしながら、周りの大人や子どもと豊かにかかわる力を育てる。
- ・自分の思いや要求を表現する力を育てる。
- ・身体全体や手先を使った遊びを通して、感覚や運動発達を促す。
- ・舌や唇の動きを滑らかにし、口腔機能を高める。

③ 指導形態

- ・通級制…幼稚園、保育所（園）、認定こども園などから、約束した日時に保護者が付き添って通う。

【通級コース】月に2回程度

【相談コース】月に1回

- ・個別指導、実態に応じて、ペア指導や小集団指導を行う。

④ 指導時間

- ・1時間目 9時10分～10時10分
- ・2時間目 10時40分～11時40分
- ・3時間目 13時30分～14時30分
- ・4時間目 15時00分～16時00分

⑤ 入級基準

支援形態	①「通級」コース（月に2回程度）※年少児は4～6月は月1回 ②「相談」コース（月に1回） ※①のコースは、一人1時間の個別指導及び、小集団指導 ②のコースは、一人1時間の個別指導あるいは小集団指導
入級判定に関わる観点	○幼児の実態に応じて、「通級」コースか「相談」コースのいずれか。 ○医療機関の訓練（ST、OT、SST）の利用状況によって、「通級」コースか「相談」コースのいずれか。 ・医療機関の訓練が月1回を超える場合は、相談コースになる。 ○児童発達支援事業・保育所等訪問支援事業を利用の場合は、併用できない。 ※ただし、 <u>年長児のみ1月からの児童発達支援事業所の利用</u> については、併用できる。その場合も利用の開始時期など、事前に申し出が必要。

(2) 幼児支援教室の基本方針

- ・保護者と一緒に子育ての方向を探り、子育ての喜びを分かち合うなど、保護者との協働を大切にする。
- ・幼児が好きな遊びを十分に楽しむことにより、担当者との信頼関係を深め、心に寄り添いながら指導する。
- ・好きな遊びを広げたり、深めたりしながら経験を豊かにし、ことばの発達を促す。
- ・遊びを通して、幼児の様子を観察し、一人一人の良さが生かされる指導計画を立て、適切な支援に心がける。
- ・幼児の実態に応じて、小集団（ペアやグループ）指導を行い、友達とのコミュニケーション力を培う。
- ・保護者と親学級の先生、幼児支援教室担当者の三者が、互いの立場を尊重し合い連携を深め、支援内容を明確化する。

① 保護者と協働する。

幼児期は、幼児に代わって保護者が判断したり思いを伝えたりすることが多い一方、幼児自身が考え、行動して「自分」をつくるという、“自立に向けての芽が育まれる重要な時期”である。これを踏まえ、一人一人の発達の違い、これまでの育ち、現在の姿から多面的に幼児を理解し、支援していくことが大切になる。保護者と担当者が、一緒に幼児の成長に目を向け、お互いに学び合える関係を築いていく。

② 幼児一人一人の育ちをサポートする。

幼児の実態に即した課題を明らかにし、指導方法を工夫する。そして、「あそび」を通してコミュニケーションの力を育み、目標の姿に近づくことができるよう、幼児自らが意欲的に活動に取り組めるようにすることを大切にする。（個別指導計画の作成）

連絡ノートや親学級訪問、幼児支援教室公開指導、懇談会などを通して、保護者や親学級と連携しながら、その幼児の様子を総合的に把握し、支援をしていく。

③ 幼児期から学齢期への橋渡しを支援する。

就学すると、幼児にとって生活環境や人間関係などが大きく変化するため、できるだけ混乱せず順応できることを願い支援していく。幼児支援教室では、保護者の願いや幼児の良さを大切にしながら、幼児にとってより良い就学先を一緒に考えていく。そのため、就学に関する学習会の開催、学校見学の案内、同行など、情報を提供していく。

就学先が決定した後は、保護者の了解を得て学校と引き継ぎをし、切れ目ない支援を目指す。（引継ぎシートの作成・活用）

④ 保護者同士の交流を促進する。

保護者同士のつながりを大切にし、知らなかった情報を得たり、お互いの悩みを共有できたりすることを願っている。保護者の会「ゆったりゆったり」の参加を促したり、必要な方へは「幼児期ペアレント・トレーニング」を紹介したりする。



3 成果（前年度）

- 幼児支援教室の指導の充実のために、小集団指導の前後でのカンファレンスや職員同士の情報共有を大切にしました。また、センターから職員が参観に行くことで、小集団指導に加えて個別指導について、より様々な見方・捉えがあることを学ぶことができた。
- 職員研修では、運動発達や新版 K 式発達検査、小学校の通級指導教室についてなど、幅広い分野で講師をお迎えし、話を聞くことができ、職員の学びの場となった。また、ケース交流として、実際に自分が担当するケースについての意見交流を行い、支援のあり方について考える場となった。
- 「幼児期ペアレント・トレーニング」を I 係で開催し、職員も参加することで、保護者への声のかけ方、子どもの姿の捉え方などを学び、実際の指導に活かしていくことができた。
- 幼児支援教室利用児の保護者向けと、園などの支援者向けに「就学に関する学習会」を開催した。年中児保護者の参加が増えてきたことにより、早い時期から就学についての情報を得たいということが伺えた。また支援者向けについては、児童発達支援事業所の利用児が増えていることもあり、児童発達支援事業所の職員の参加が増えてきた。より幅広い方に就学の流れについて知っていただく必要がある。

II 家庭児童相談係

児童虐待とは、保護者が児童に対して行う重大な権利侵害である。具体的には、身体的虐待（殴る・蹴る等）、心理的虐待（暴言・無視等）、ネグレクト（衣食住の世話をしない等）、性的虐待（わいせつな行為をする等）に分類される。

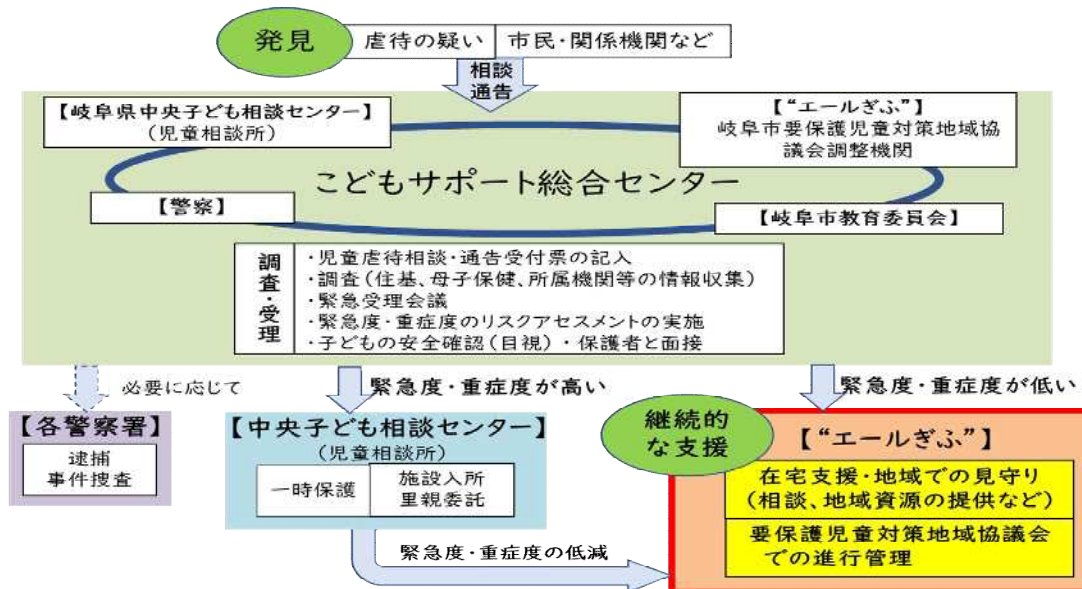
全国の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は、年々増加しており、深刻な社会問題となっている。

そこで、関係機関の情報共有や同行訪問などを迅速に行い、連携強化を図ることを目的に令和4年4月より、岐阜県中央子ども相談センター（地域連携課）、岐阜県警察本部生活安全部少年課（少年サポートセンター分室）の職員が“エールぎふ”内に常駐することとなり、「こどもサポート総合センター」が開設された。

1 事業内容

(1) 児童虐待通告・相談

市民や学校等から児童虐待の通告を受けた場合、速やかに対象児童の情報収集と安全確認を実施する。「こどもサポート総合センター」と連携し、緊急度や支援困難度の判断に基づいて主担当を決定するとともに、必要に応じて関係機関によるケース検討会議を開催し、支援方針や役割分担を協議する。通告後の役割として、中央子相は、立入調査、臨検・捜索、一時保護、施設入所などを実施する。“エールぎふ”は、地域での見守り、子育て支援サービスの相談や助言などを実施している。



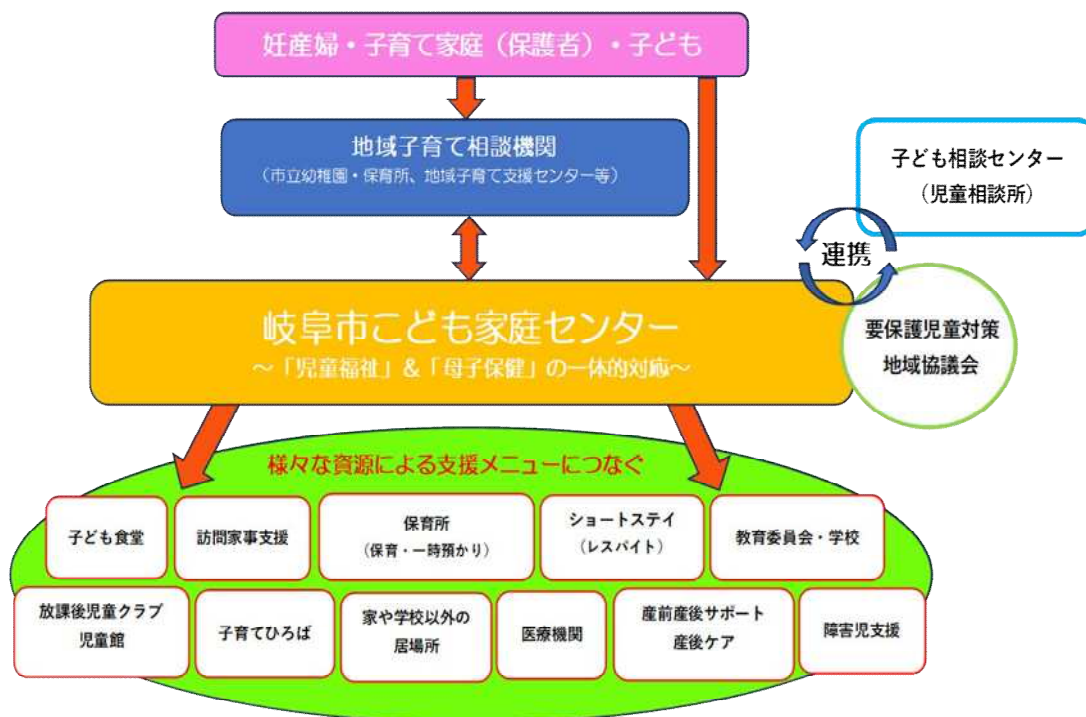
《通告先》

- ・岐阜市子ども・若者総合支援センター 058-269-1600
- ・児童相談所虐待対応ダイヤル 189 (いちはやく)

※居住地が岐阜市以外の場合は、居住地の市町村の児童相談窓口へ通告

また、令和6年4月から、「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」と「母子

健康包括支援センター（母子保健）」を定期的に運営し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもを包括的に支援する機関として「こども家庭センター」を設置。児童福祉・母子保健両部門の連携・協働を深め、また、地域子育て相談機関である保育所、地域子育て支援センターなどの関係機関との連携をさらに強化することで、虐待への予防的な対応から、個々の家庭に応じた切れ目のない対応を実施している。



（２）養護相談

児童虐待相談以外に、家庭における児童と保護者の問題について、電話・来所・訪問により相談に応じ、必要な支援や助言を実施している。

児童の養育上不適切な家庭環境の相談の背景は、複雑化・多様化している。保護者の経済的問題（無職・借金・生活保護等）に加え、家族関係の不安定さ（離婚・別居・DV（ドメスティックバイオレンス）・祖父母と不仲等）、保護者の精神疾患・障害・薬物依存、あるいは、保護者の養育能力欠如（生活習慣の乱れ・家の中が乱雑・不衛生等）などである。

（３）要保護児童対策地域協議会

要保護児童対策地域協議会は、児童福祉法に規定された機関で、要保護児童（※1）の適切な保護、要支援児童（※2）や特定妊婦（※3）の適切な支援を図るため、情報共有と支援方針の検討、関係機関の役割分担等を協議するネットワークである。

「代表者会議」「実務者会議」「個別ケース検討会議」の三層制であり、保健・医療・福祉・教育・警察・司法等の関係機関・団体が構成される。

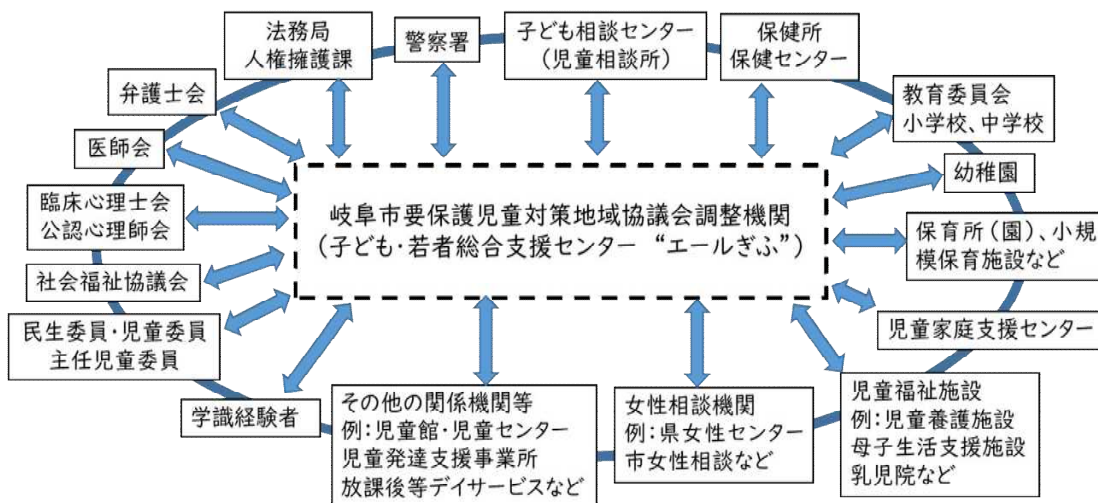
特に実務者会議では、児童虐待ケースの進行管理を行い、個別ケース検討会議では、要保護児童等の状況把握・支援計画検討・支援経過報告などを行っている。

また、要保護児童等に関する、保育所（園）・幼稚園・小中学校からの情報提供を受けるほか、研修への派遣等、相談・支援体制の強化に向けた取組を進めている。



児童虐待対応研修会

- ※1 要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童
- ※2 要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く）
- ※3 特定妊婦：出産後の養育について、出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦



《三層制のイメージ》

(子ども・若者総合支援センター)「エールぎふ」	調整機関	代表者会議（年2回開催） 関係機関の情報交換、児童虐待防止施策の検討
		*児童福祉関係 ・岐阜市福祉事務所 ・岐阜県中央子ども相談センター ・岐阜市民生委員・児童委員協議会 ・児童家庭支援センター ・母子生活支援施設 ・社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会
		*婦人保護関係 ・岐阜県女性相談支援センター
		*保健医療関係 ・岐阜市保健衛生部 ・岐阜市医師会 ・岐阜県臨床心理士・公認心理師協会
		*教育関係 ・岐阜市教育委員会 ・岐阜市私立幼稚園連合会
		*警察・司法関係 ・岐阜中警察署 ・岐阜県弁護士会
		*人権擁護関係 ・岐阜地方務局
		*その他 ・学識経験者 ・岐阜市市民協働生活部（市民課） ・民間団体の代表
		実務者会議（年12回開催） 全ケースについての状況確認、主担当機関・主たる支援機関の確認、支援方針の見直し
		・岐阜県中央子ども相談センター ・子ども家庭支援センターぎふ、はこぶね ・乳幼児ホームまりあ ・岐阜県臨床心理士・公認心理師協会 ・岐阜市民生委員・児童委員協議会 ・岐阜県警察本部（少年課） ・岐阜市民病院 ・岐阜市福祉事務所（生活福祉一課・二課・三課、障がい福祉課） ・岐阜市教育委員会（学校安全支援課） ・岐阜市保健所（保健予防課、地域保健課、中・南・北保健センター） ・岐阜市子ども未来部（子ども支援課・子ども保育課） ・学識経験者
	個別ケース検討会議（随時開催） 各ケースについての状況把握と問題点の確認、支援方針や支援内容の具体化、支援経過の共有、役割分担	

(4) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、児童福祉法に規定された事業である。妊娠届出書・乳児家庭全戸訪問・乳幼児健康診査・医療機関の情報提供等により把握し、継続的な支援を行っている要支援家庭のうち、特段の支援を必要とする家庭に対して導入する。育児ストレス・産後うつ病・育児ノイローゼ等により、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、さまざまな原因で養育の支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による指導・助言等を訪問により実施する。(保健師・助産師・家庭子育て相談員・乳幼児相談員等の家庭訪問による、育児に関する相談・指導)

(5) 子育て世帯訪問支援事業

子育て世帯訪問支援事業は、児童福祉法に規定された事業である。家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施し、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。(ヘルパー等事業所へ委託)

(6) 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認に関する調査

乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の対象児童とは、乳幼児健康診査等の保健・福祉サービスを受けていない、児童手当等の必要な届出や手続きを行っていない、保育所や学校等の所属があるにも関わらず長期間通っていないなどの理由で、自治体による連絡や接触が困難となっている家庭に属する児童(小学校修了前の児童(0歳から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童))をいう。このような家庭では、虐待のリスクが高いと指摘されており、所在・安全の確認が必要となる。

岐阜市では、平成26年度に策定した「居所不明児童対応指針」に基づき、該当児童の早期把握と迅速な安全確認を図っている。

① 母子保健部門との連携

1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査未受診者について、児童の所属、医療機関の受診状況、出入国記録等を調査し、連絡・接触が困難な事案について、該当児童の所在および安全の確認を行った。

② 市内の保育所(園)・幼稚園との連携

施設に対し調査依頼を行い、連絡・接触が困難な事案2件について、該当児童の所在および安全の確認を行った。

③ 児童手当担当部門との連携

現況届返戻者等について、児童の所属、医療機関の受診状況、出入国記録等を調査した。

④ 住民基本台帳部門・児童福祉部門・教育委員会等との連携

居所不明疑いのある児童又はその保護者が来庁した場合、直ちに“エールぎふ”に連絡をもらうよう依頼し、“エールぎふ”職員が直接安全確認を行えるように努めた。

(7) 「オレンジリボン絵てがみコンテスト」実施

11月は、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」月間であり、児童虐待をなくし、子どもの笑顔を守りたい、子育て家族を地域で支えたいという願いを込めた「オレンジリボン運動」が全国的に展開されている。岐阜市では、児童虐待防止に向けた市民の意識啓発を図るため、平成23年度から「オレンジリボン絵てがみコンテスト」を実施している。

「家族の絆」「親子のふれあい」をテーマに、作品中に「オレンジリボン」を描く等の規定のもと作品を募集し、オレンジリボン賞10点、えがお賞10点を選定した。

第15回 オレンジリボン絵てがみコンテスト
受賞作品（一部）



(8) 研修等における児童虐待防止の周知・啓発

- ・児童虐待の早期発見・早期対応、予防のため、小中学校教員、保育所・幼稚園職員、児童館などの施設職員等を対象に研修会を実施した。
- ・ヤングケアラーを含む要支援児童等の早期把握のため、民生委員・児童委員や市内医療機関にエールぎふへの情報提供を依頼する文書を発出した。

2 成果（前年度）

○児童虐待事案における関係機関との連携体制強化

- ・令和4年4月にこどもサポート総合センター（エールぎふ、岐阜市教育委員会、岐阜県中央子ども相談センター、岐阜県警察本部）を設置したことにより、児童虐待通告に対し、合同緊急受理会議を開催。そこで迅速に情報共有し、初動対応・役割分担・援助方針を協議している。また、関係機関が様々な視点から同時にリスク評価を行うことにより、リスクの過小評価や重度なケースを見逃すことを防止し、必要な支援を行っている。
- ・令和6年4月にこども家庭センターを設置したことにより、毎月合同ケース会議を開催。早期の段階で情報共有を行い、児童福祉部門と母子保健部門の様々な意見や考えを取り入れた支援の検討を行うことで、リスク評価の差異をなくし、必要な支援につなげている。

○児童虐待防止の積極的な広報啓発

- ・オレンジリボン絵てがみコンテスト、広報ぎふ、FMラジオ等による広報啓

発のほか、岐阜バス市内ループ線、JR岐阜駅情報案内板、庁舎総合窓口待合スペースでの啓発動画配信を行った。

3 子どもの見守り体制の強化

(1) 支援対象児童等に係る状況確認の実施

要対協支援対象児童等のうち、幼稚園・保育園、小中高等学校の在籍児童については、毎月「要保護児童等報告書」の提出を求め、児童の登校状況、所属での様子等の状況確認を実施してきた。

令和2年度からは、上記のほか子どもの見守り強化アクションプラン及び県の調査に基づき、支援対象児童等の状況確認を実施し、県に報告している。未就園児、特定妊婦等については、医療機関、福祉サービス事業者、子ども相談センター、生活保護担当、母子保健担当、宅食事業者など、関わりのある機関との情報共有を通じて、状況把握を実施。必要な場合は、エールぎふ職員が家庭訪問等を行い、目視により確認している。

(2) 子ども見守り宅食事業の実施

市内のひとり親家庭のうち、見守りが必要な子どもがいる家庭に対し、食事や食材の配達を通じて、子どもの安否確認など、子どもや家庭の状況を把握するとともに、必要に応じて生活習慣の習得支援や学習支援を行うNPO法人等に対し、当該を委託して実施。

4月14日から3月13日まで（年末年始を除く）週1回配達。

4 ヤングケアラー・コーディネーターの配置

(1) ヤングケアラーの早期把握・早期支援

令和4年4月よりヤングケアラー・コーディネーターを配置し、ヤングケアラーの認知度向上のため、医療機関・地域包括支援センターなどの関係機関を訪問し、研修会の実施等による周知・啓発を行った。

併せて、市内小中学校、医療機関、歯科診療所等の関係機関に各機関でヤングケアラーを把握した際は、速やかに“エールぎふ”に情報提供していただけるよう依頼文書を発出するなど、ヤングケアラーの早期把握・早期支援に努めた。

(2) 市区町村が行うヤングケアラー実態調査

令和6年6月の子ども・子育て支援法の改正に伴う通知に記載の「市区町村におけるヤングケアラーの把握のための調査は、定期的な実施が望まれる（少なくとも年1回程度）」旨の指針に基づき、市内小中学校と連携し、小学校5・6年生、中学校1～3年生を対象に実態調査を行い、必要に応じて学校での面談を実施している。

Ⅲ 発達支援係

児童生徒の行動面や学習面における不適応な状況から、学齢期の発達に関する相談が増加している。聞き取りや行動観察、発達検査等を実施して多面的なアセスメントを行い、具体的な支援方法を考えるようにしている。

また、子育てに悩みを抱える保護者の思いに寄り添いながら、アドバイスをしたり、保護者の会の場を提供したりすることで、保護者が安心して子育てできるように支援している。

1 事業内容

(1) 学齢期の発達に関する相談・支援

本人や保護者の思いに寄り添いながら、悩みを聞いたり、具体的なアドバイスをしたりすることで、不適応の改善を図る。

① 相談活動と継続支援

- ・電話相談後、来所を促し、面談の機会を設ける。来所相談では、相談者の思いに寄り添いながら、困り感や生育歴、家庭環境、学校の様子などを丁寧に聞き取り、情報を整理した上で、具体的なアドバイスをを行う。また、必要に応じて、発達検査を実施して、より多面的なアセスメントをして支援方法を提案する。
- ・相談後のアフターフォローとして、一定期間後、児童生徒の状況を確認する。心配が残る児童生徒については、必要に応じて今後の支援の方向を再相談する。

② 専門アドバイザー（臨床心理士等）と職員による訪問発達相談

- ・学校を訪問し、対象となる児童生徒の授業を参観したり、担任から状況を聞き取ったりしながら、実態把握に努める。その上で、具体的な支援の方法や今後の方向性をアドバイスする。
- ・ケースの状況に応じて他係との連携を図り、効果的な支援につなげる。
- ・ナビブック（ホームページ）を活用し、研修会等で利用の啓発をする。

③ 発達検査及びフィードバック

- ・本人の実態を把握し、支援の方向性を探るために、保護者の同意を得て発達検査を実施する。
- ・フィードバックは、保護者と教職員合同で行い、支援方法の共通理解を促したり、必要な社会資源を紹介したりして支援の方向性を確認する。
- ・必要に応じて本人フィードバックを行い、自己理解につなげる。



検査後のフィードバック

(2) 子育てに悩みを抱えた保護者への支援

保護者同士の語らいの場を提供したり、子育てに悩んでいるケースに対し、子どものよさに目を向け、望ましい親子関係を築くことができるように支援したりする。

① 保護者の会「ゆったりゆったり」の開催

- ・子どもの発達が気になりな保護者を対象とした会を年間6回、岐阜市のコミュニティセンター等を巡回して実施する。
- ・子育てのヒントを得たり本音で語り合ったりすることで保護者の心の安定を図る。



コミュニティセンターでの「ゆったりゆったり」の様子

【令和8年度 保護者の会「ゆったりゆったり」】

回	日 時		場 所
1	5月19日(火)	10:00 ～11:30	北部コミュニティセンター
2	7月15日(水)		もえぎの里
3	9月17日(木)		西部コミュニティセンター
5	11月19日(木)		市橋コミュニティセンター
6	1月27日(水)		北東部コミュニティセンター
7	3月10日(水)		長森コミュニティセンター

※10月は、保護者を対象とした講演会を「みんなの森 ぎふメディアコスモス」にて開催する

② ペアレント・トレーニングの実施

- ・“エールぎふ”の相談者の中で必要かつ希望する方、及び、ホームページの要綱や長良川大学講座「ペアレント・トレーニング」を見て受講を希望する方を対象とする。
- ・“エールぎふ”のスタッフがファシリテーターを担当し、小集団を編制した上で、保護者同士の関わりを大切にしながら活動する。
- ・お試し編を体験した後、基礎編を全5回、引き続き、応用編全6回、さらに、終了3ヶ月後に、フォローアップ編1回のプログラムを設ける。
- ・基礎編では、ペアレント・トレーニングの基礎となる考え方を学び子どもの行動の観察と整理に取り組む。



ペア・トレの様子

- ・応用編では、基礎編を生かし実践する。具体的に子どもの行動について対応したことを保護者同士で共有し、工夫改善を図っていく。
- ・フォローアップ編では、再度、日々の関わりを見直し、今後に生かす。

(3) 放課後居場所づくり事業の実施

特別な対応が必要な子どもたちを対象に、放課後や長期休業中に、安心できる場や学習支援の場を確保するとともに、次世代を担う児童生徒の健全育成を支援する。

※NPO法人に委託している事業のため発達支援係では対応していません

- ・特別な対応が必要な子どもたちが安心して過ごすことのできる場を提供し、安心して学習に向かうことのできる環境を整える。
- ・個に応じた学習支援を行う。

2 成果（前年度）

- 相談者の気持ちに寄り添い、じっくりと話を聞きながら困り感に対して学校訪問や発達検査などを実施し、具体的な支援内容について提案することができた。
- 相談のあった児童生徒に対し、一定期間を置いて学校や保護者から相談後の状況を把握し、必要に応じて学校訪問や再相談等、継続相談を行った。学校と保護者の思いをつないだり、家庭支援が必要なケースに他係との連携を図ったりしながら対応することができた。
- 保護者の会では、悩みを共有し子育てのヒントを得ることができ場を提供することができた。天候の影響で参加者が少ない時があったが、スマート連絡帳を通して毎月開催を伝えたこともあり、参加者が増えている傾向。同じような悩みをもつ方がみえることを知り、気持ちが軽くなったなど「来てよかった」というアンケートへの回答が多かった。
- ペアレント・トレーニングでは、回を重ねることで活発な意見交換ができるようになった。応用編後のアンケートからも、子どもへのよりよい関わり方が分かり、成果があったと感じている保護者が多かった。また、ペア・トレの参加後に、個別の相談につながった方もみえた。

IV 教育支援係

岐阜市内の不登校児童生徒数は、小・中学生共に多い状況が続き、特に小学生の不登校が増加している。

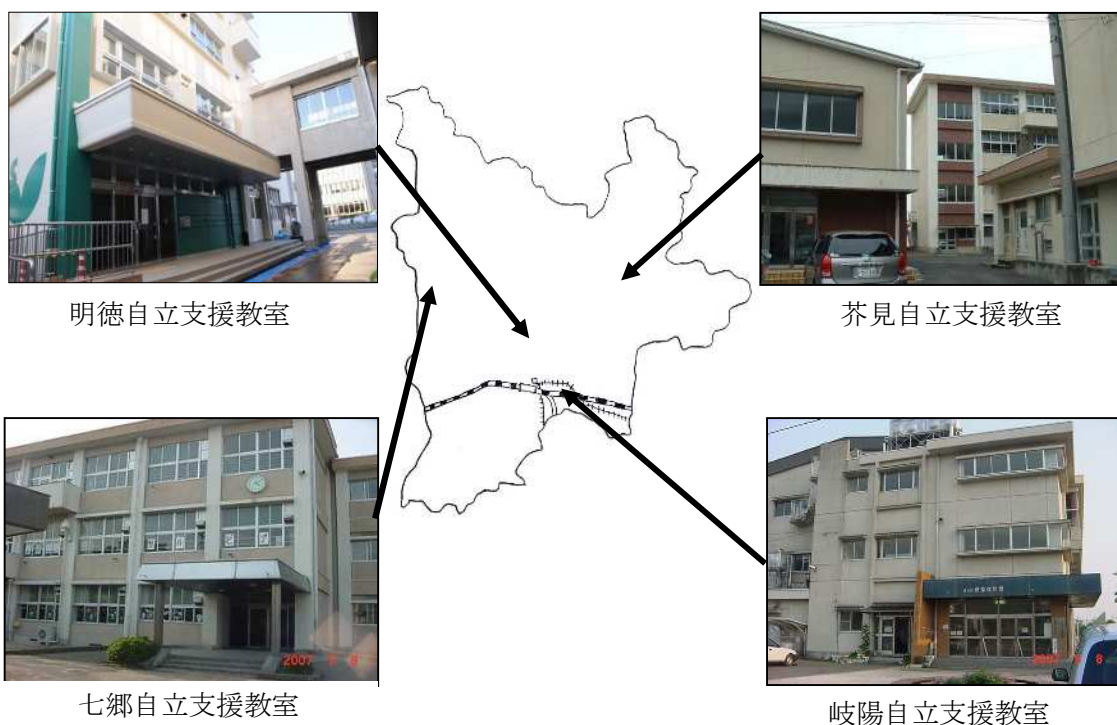
不登校児童生徒の中には、行きたくても行けなくて苦しんでいる子、生活リズムを崩している子、人とかかわることへの不安を訴える子、学習が遅進となることへの不安を感じる子も多くいる。また、わが子の不登校の状況から、将来への見通しが持てず、悩んでいる保護者も多い。

このような状況から、本係では不登校児童生徒本人やその保護者の悩みや思いを聴かせてもらい、寄り添いながら共に考え、支援を行っている。また、不登校児童生徒の支援の一つとして、「岐阜市子ども・若者自立支援教室」の運営をしている。

1 岐阜市子ども・若者自立支援教室の位置と連絡先

教室名	住所	電話番号
明德自立支援教室	明德町11番地(“エールぎふ”内)	269-1321
岐陽自立支援教室	上川手735番地2(岐陽体育館内)	240-7012
芥見自立支援教室	芥見南山3丁目10番1号(教育研究所内)	243-2011
七郷自立支援教室	西改田字川向3番地	234-8551

* 3つの部屋が使用できる明德教室を拠点とし、岐陽、芥見、七郷の各分室でもそれぞれ支援を行う。



2 事業内容

(1) 不登校児童生徒及び保護者に対する相談活動と継続支援

本人や保護者の悩みや思いを共感的に受け止め、寄り添いながら、相談や支援活動をすることで、状況の改善を図る。

① 相談活動

- ・他係、専門アドバイザー等と連携したアセスメントを実施する。
- ・不登校の児童生徒や保護者が抱える悩みを受け止め、寄り添いながら解決法を共に考える。
- ・不登校や登校しぶりの状況に合わせた対応について、保護者と共に考え、より良い接し方や支援の方向を提案する。

② 自立支援教室での継続支援

- ・他者とのふれあい、多様な体験活動等を通して、児童生徒の自主性や社会性を育成し、自己肯定感、自己有用感を高め、社会的自立に向けた支援を行う。
- ・より良い人間関係づくりができる力をつけるため、個々の児童生徒に合わせた支援員の丁寧な関わり、他の通所生とのコミュニケーションの中で、SSTの要素を取り入れた支援を行う。また、児童生徒との対話を大切にし、現状に合わせた目標を共に考える。支援員は、個別支援プログラムを作成し、係で共有して支援に役立てる。また、専門アドバイザーやSSW、他係や学校と連携し、見通しをもった支援活動を行う。
- ・日常の活動では、児童生徒が自分で過ごし方を決める。個人の興味関心を伸ばす活動（学習、スポーツ、創作活動、読書など）や仲間と関わる活動（集団遊び、スポーツ、レクリエーションなど）、一人の時間をゆったりと過ごすこと、などができる。決めることが負担になる状態の子は、支援員が寄り添って過ごし方を決める。
- ・ふれあい活動では、自立心や社会性を育むため、スポーツ、登山、音楽、クラフト、自然体験、本・動物とのふれあいなど、年間8回、多様な体験活動を通して、自他の新しい発見による自己肯定感を醸成する。より多くの人と関わる機会をつくり、体験活動を通じた社会性を育成する。

③ 『“エール” サマーフェス』

- ・自宅から出ることが難しい児童生徒が外に出るきっかけとして、夏休みに体験型イベントを実施する。

④ アウトリーチ相談

- ・学校やその他の場所での相談にも対応できるようにする。学校の担当者と相談し、必要に応じてエールぎふ以外の場所での相談も行う。

(2) 不登校児童生徒保護者への支援

不登校児童生徒にとって、安心できる居場所が家庭の内にもあるように、保護者の不登校に対する考え方や個々の状況に応じた働きかけを、支援員や保護者で具体的に考える。そして、行動化へと繋げられるように、継続的な相談や支援、保護者の会を実施する。

① 保護者の会「ぼちぼちいこか」の実施（年間10回）

- ・参加者同士が語り合い、悩みや思いを交流する中で、子どもの見方や接し方について考えたり、心の安定を図ったりする。
- ・アドバイザーやカウンセラー、学びの多様化学校の教員などの講師に加え、不登校経験者やその保護者をメンター（良き助言者）として招き、経験に基づいた話や助言をしてもらう。

② 自立支援教室通所生保護者との連携

- ・自立支援教室通所送迎時や電話などで支援員が保護者と情報を共有。連携して児童生徒の支援を行う。
- ・自立支援教室の通所生保護者と支援員の懇談を行う。自立支援教室での様子を伝え、家庭との連携を図る。

3 成果（前年度）

- 子どもたちが安心して通える自立支援教室の運営
 - ・発達特性や困り感を抱えているなど、個別の対応が必要な通所生も多くなっているが、個々の課題や良さについて、係内で共通理解を図ったうえで、きめ細やかな支援をすることができた。保護者とも連携し、実態に応じた臨機応変な対応をすることにより、通所生は少しずつ自信を回復し、安定した通所や登校へのチャレンジなど前向きな姿もみられた。
 - ・通所生との対話（お話タイム）で、じっくりと話を聴く機会を設けたところ、児童生徒が辛かったことや今の気持ちなどを打ち明けてくれることもあり、支援に役立てることができた。
- 他係との連携
 - ・カウンセラー等の専門アドバイザー、他の係（家庭児童相談、発達支援、才能伸長・自立支援、SSW等）と連携し、面談、支援の在り方や方向性についての多面的な検討などにより、必要な支援につなげることができた。
- 保護者の会、保護者との懇談
 - ・保護者の会では、テーマを設定し、講話や参加者の交流など会の持ち方を工夫した。メンターや講師、アドバイザーによる参加者に寄り添った温かい声掛けもあり、参加してよかったという感想が多かった。
 - ・懇談で自立支援教室通所生保護者に子どもの良いところや教室での様子を伝えることができ、家庭との連携を図ることができた。

V 才能伸長・自立支援係

特性や愛着、家庭環境など、いくつかの要因が重なって起こる依存症や非行問題、不登校などの様々な悩みをもつ子ども・若者や、その対応に困る家族や学校の相談が多い。相談者が自ら問題解決できる力をつけるために、家庭の協力や学校、関係機関等との連携を大切にして相談支援を進めている。

また、義務教育修了後、生活や進路について悩む子ども・若者や保護者の相談も多い。高校をやめたい、自分の進路に希望がもてない、ひきこもりなど、様々なことに悩んでいる。このような状況に対して、当事者の社会的自立に向けた相談支援を行っている。必要に応じて、“エールぎふ”だけでなく、市役所関係部署や関係機関（NPO団体等）との協働・連携支援を行っている。

1 事業内容

(1) 問題行動を起こす子ども・若者及びその保護者に対する相談支援

様々な課題を抱える児童生徒に対して、早期に介入し、継続支援を行うことにより、立ち直りを図る（小中高校生・義務教育修了後の若者）。

① 相談活動と継続支援の推進

- ・来所や電話での相談に応じ、相談者を受容し支援する。
※必要に応じて、検査等も含めながら、問題点を明らかにしていく。
- ・当事者の子ども・若者だけではなく、家族支援も行っていく。

② 学校や関係機関等との連携による継続支援

- ・保護者及び学校、関係機関等から相談があった子ども・若者に対し、来所相談や学校訪問等を行い、継続的な支援につなげる。
- ・必要に応じて福祉や医療等の関係機関と連携を図ることで、専門的な力を借りながら、有効な支援につなげる。

③ 個に応じた継続支援

- ・問題行動を起こしてしまう当事者やその家族の状況・背景をアセスメントし、改善に向けて一緒に考えていく。
- ・相談者を取り巻く環境を把握しながら、自力解決や支援の求め方などの手立てを提案していく。
- ・来所が難しい場合には、必要に応じてアウトリーチ支援を行う。



④ 保護者の会『ゆうゆうと』の開催

- ・わが子が社会に参加していく中で、様々な不安や悩みを感じておられる保護者の方を対象とした会を、年間5回（原則6月以降の偶数月の第4水曜日）実施する。

(2) 義務教育修了後から20歳前までの若者に関する相談支援

社会的自立に向けて、若者が抱えている問題や課題を一緒に整理し、自分の力で解決するための支援を行う。

① 進路希望の明確化や自己理解を促す支援

- ・個別面談による方向性の確認
 - …高校や専門学校へ行きたい。他の高校へ転学したい。
 - …高校卒業程度認定試験を受験し、大学・短大・専門学校の受験資格を取ったり、高等学校卒業者と同等以上の学力がある者として認定を受けたりするなどして、就職、資格試験等に活用したい。
 - …就職したい。
- ・職業適性検査、WISC検査等による自己理解



② 生活改善、行動訓練、対人関係スキルの育成

- ・継続来所による生活リズムづくり
- ・学習意欲の向上のための土台づくり
 - ※学習習慣づくり（学力向上ではない）を目指す。
- ・個々の関心や適性に応じた体験活動
- ・対人関係や行動場面对応のためのソーシャルスキルトレーニング（SST）
- ・就職に必要な書類の作成や面接トレーニング など



③ 当事者を含めた家族への包括的な支援

- ・人間関係の悩み、将来への不安、不登校、高校をやめたい、などの相談に対し、当事者を含め、最も身近で当事者を支えている家族に対しての相談支援

④ 関係機関（NPO含む）等との連携強化

- ・福祉、医療、教育、就労等の専門機関との協働・連携により、次の一歩につながるような支援
- ・体験活動への参加や同行支援



⑤ アウトリーチ支援

- ・“エールぎふ”への来所が難しい場合についての学校や地域の公共施設等の利用

2 成果

○“エールぎふ”ネットワーク会議の充実と活用

- ・複雑化・長期化する相談に対応するために、参加機関との顔の見える関係づくりを大切にしました。草潤中学校での会議開催等によって生徒たちが抱える問題やその支援について、関わる機関の理解と連携強化につなげた。
- ・事例検討や各機関の困り感や取り組みの交流等によって、実際の支援に役立てることができた。
- ・SNSにおける問題行動のみられる相談者に、法務少年支援センターと協働して支援プログラムを実施することができた。



○当事者を含めた家族への包括的な支援の充実

- ・当事者だけでなく家族に対しても、継続的に環境調整を重視した相談支援を行うことで、当事者の不安や悩みの軽減につなげた。
- ・発達検査などで本人や家族の特性理解や受容を促し、生活改善やSST的な関わりを通して自分に自信をもち次への意欲へつなげた。
- ・当事者や家族との信頼関係を大切にしながら継続的な支援により、家族の理解を得ながら就学や就労への一歩につなげた。

○学校や関係機関との連携支援の充実と地域施設の活用

- ・学校と情報共有を行いながら、継続的な相談支援を行うことで、問題行動の要因を整理し、学校に合理的配慮を求めたり相談者に合った進路選択を行ったりした。
- ・医療と連携を行い、当事者の状況を共有しながら居場所としての支援を行った。
- ・障がい福祉課、生活福祉課などと協働し福祉的サポートが必要な家庭に有効な支援につなぐなど、関係機関と情報共有を行い重層的な連携支援を行った。
- ・家庭訪問や公民館などの地域の公共施設を利用して面談をするなど、来所できない相談者にアウトリーチ支援を行った。

○保護者の会「ゆうゆうと」実施

- ・互いの困り感や様々な不安や悩みの交流や、アドバイザーや他の保護者の経験を知ることで、子どもへの関わり方のヒントを得るなど、保護者の不安軽減につながっている。

VI 総合相談/専門アドバイザー/スクールソーシャルワーカー/ヤングケアラーコーディネーター

“エールぎふ”のワンストップ機能を高めるためには、相談・支援のフローが明確になっている必要があり、「子ども・若者に関するあらゆる悩み・不安」の初回相談を受ける窓口として「総合相談員」を配置している。

また、子ども・若者に関する問題が、近年ますます多様化、複雑化し、“エールぎふ”に寄せられる相談やその背景にある要因が複雑に絡み合っているケースが少なくない。そこで、医療・心理・法律の分野における「専門アドバイザー」を配置し、スタッフの質的向上を図ると同時に、より専門性の高い見地からの対応ができるようにしている。

さらに、複数の係による相談・支援が必要なケース、あるいは、園・学校や関係機関と連携しながらの相談・支援が必要なケースについては、SSW（スクールソーシャルワーカー）を配置し、連携のコーディネートを行うとともに、ケースの進捗状況等を管理している。ヤングケアラーに関わるケースについては、YCC（ヤングケアラーコーディネーター）を配置し、早期把握、支援体制の整備を行っている。

1 事業内容

(1) 総合相談

① 相談内容及び対応

子育て、発達の問題、家族関係、心身の健康、性の問題、学校学級の問題、不登校、人間関係、学習、進路、いじめ、非行、就学就労、ひきこもり等、乳幼児期から20歳前までに起こり得る様々な悩みや問題に対応する。

相談者の話を十分に受け止め、一緒に解決の糸口を見つけていく。また、必要に応じて各係の専門相談員や専門アドバイザーにつなぐ。

② 相談方法

【電話】

○総合相談（開設時間 8:45～17:30 土・日、祝日、年末年始を除く）

フリーダイヤル 0120-43-7830

○子どもホットダイヤル（開設時間 24時間） 子ども専用

フリーダイヤル 0120-43-1474

【メール】（開設時間 24時間 ただし、返信は業務時間内）

○総合相談 gifu-kodomo-wakamono@world.ocn.ne.jp

○子どもホットメール（子ども専用）

gifu43izime-nashi@soleil.ocn.ne.jp

【来所】（開設時間 8:45～17:30）

○総合相談フリーダイヤルで予約の上、“エールぎふ”にて面接、相談。

(2) 専門アドバイザー

① 臨床心理士

- ・児童生徒、保護者等のカウンセリング
- ・子どもを対象としたプレイセラピー
- ・発達障がい等に関する相談、検査（フィードバック）
- ・園や学校への訪問発達相談
- ・ケース検討会議への参加



② 児童精神科医

- ・児童精神医学に関する相談及び助言
- ・臨床心理士に対するスーパーバイズ
- ・ケース検討会議への参加

③ 弁護士

- ・子どもや若者に関する事件、事故等に関する法的な相談
- ・ケース検討会議への参加

(3) スクールソーシャルワーカー（SSW）

- ・各係の相談・対応事案で、園・学校及び外部関係機関との連携が必要な場合に、拡大ケース検討会議を企画・運営
- ・拡大ケース検討会議の対象となった事案のケース進捗管理
- ・発達障がい絡む相談事案のサポート
- ・各係のアウトリーチ支援や学校訪問等のサポート



2 成果（前年度）

- 「総合相談員」が相談内容を丁寧に聴き取るとともに、システムを活用して情報を収集することで、相談内容を多角的に捉え、相談者の望む支援内容を明確にして、各係へつなぐことができた。
- 子どもホットカードをデジタル化して児童生徒のタブレット端末に配信したことで、365日24時間いつでも自分のタブレット端末で子どもホットダイヤルの電話番号、子どもホットメールのメールアドレスを確認できる取組を継続した。
- 専門アドバイザーやSSWと積極的に連携することで、相談から支援への流れがうまく進み、複数の係が合同で対応するケースが増え、支援の方向が明らかになることが増えた。
- 複雑化・低年齢化するケースの対応において、専門アドバイザーを効果的に活用することで課題解決につながった。
- 相談員の学校訪問にSSWが同行することで複数の視点から意見交流を行うことができ、学校等との連携が図りやすくなった。

5 その他

- ① 外部機関・団体への講話等
(長良川大学講座「出前講座」を含む)
- ② 視察一覧

令和7年度 外部機関・団体への講話等(含:長良川大学「出前講座」)

	日にち	タイトル(講座名)	対象	担当者	長良川大学 「出前講座」	参加者数
1	4月16日(水)	“エールぎふ”不登校児童生徒の支援について (教育相談担当者研修会)	教育相談コーディネーター又は教育相談 担当者、ほほえみ相談員	Ⅳ係		101
2	6月10日(火)	才能伸長・自立支援係(V係)から見えること	岐阜市内小中学校教頭	V係 林		75
3	6月26日(木)	“エールぎふ”の概要 自立支援教室、ふれあい活動について	中部学院大学短期大学部学生	Ⅳ係 中島、澤田		15
4	6月30日(月)	ヤングケアラーが生まれる背景と事例	自治会、医療機関、保健センターなど (地域ケアネットワーク連絡会議)	Ⅱ係YCC伊藤		29
5	7月2日(水)	“エールぎふ”教育支援係、自立支援教室につ いて『“エール”サマーフェス』について	岐阜聖徳学園大学心理実習生	Ⅳ係 中島、荒井		18
6	7月10日(木)	“エールぎふ”の機能と役割について	岐阜地区高等学校・特別支援学校生徒指導	V係 林		64
7	7月10日(木)	幼児期に大切にしたいこと ことばやコミュニ ケーションの発達のために	0~2歳児とその保護者	1b係 1c係 (安達・丸目)		26
8	7月22日(火)	障害者の自立と政治参加をすすめるネット ワーク	ネットワーク会員(議員)	所長(鷺見)		30
9	7月25日(金)	エールぎふ活用研修	小・中・義・高・特別支援学校の教員	副所長(真鍋)		30
10	8月18日(月)	岐阜県ヤングケアラー研修会	行政職員、保育所、教員等	Ⅱ係YCC伊藤		174
11	8月22日(金)	鷺山小学校夏季職員研修(児童虐待)	鷺山小教員	Ⅱ係 (渡邊沙、熊 崎)	○	25
12	8月24日(日)	子ども・若者問題アラカルト ~子どもや若者に関する問題について~	芥見自治連合会地頭方支部	V係 林	○	15
13	8月27日(水)	ヤングケアラーが生まれる背景と事例	民生印、医療機関、薬局、保健センター 他(城西地域ケアネットワーク連絡会)	Ⅱ係YCC伊藤		11
14	9月11日(木)	ヤングケアラーについて	地域住民、連合会長、民生会長、 居宅介護支援事業所等	Ⅱ係YCC伊藤		15
15	9月19日(金)	ハートフル住民講座 「早めに相談を!! ~困ったらまず“エールぎふ”へ~」	黒野地区住民	副所長(片桐)		30
16	9月20日(土)	幼児期に大切にしたいこと ことばやコミュニケーションの発達のために	幼稚園教諭・保育士	1b係 安達		46
17	9月25日(木)	発達障害の理解と支援	岐阜市福祉健康センター	Ⅲ係 池田	○	15
18	10月3日(金)	個に応じた理解と支援	小中学校生徒指導主事	所長(鷺見)		75
19	10月28日(火)	ヤングケアラーの事例から学ぶ	地域包括支援センター	Ⅱ係YCC伊藤		40
20	11月12日(水)	幼児期に大切にしたいこと	地域コミュニティセンター-niconico 講座参加者	1a係 内藤	○	4
21	12月3日(木)	分かってくれる人がいるということ ~“エールぎふ”V係からみえること~	いじめ対策監	V係 林		75
22	12月17日(水)	こども家庭センターについて	岐阜市子育て支援団体協議会	副所長(片桐)		10
23	1月16日(金)	教育実践リーダーⅡ	岐阜大学教育学部の学生	副所長(真鍋)		28

令和7年度 視察団体一覧

	視察日	視察団体名	人数	備 考	区分
1	5月8日	山縣市小中校長会	10	エールぎふ	市
2	6月17日	大阪府豊中市教育委員会	3	エールぎふ	市
3	6月30日	広島県呉市議会	4	エールぎふ	市
4	7月10日	こども家庭庁	2	エールぎふ	市
5	7月23日	名古屋市教育委員会	2	岐阜南幼児支援教室	市
6	7月30日	知恵の和会(披田岐阜市議)	12	エールぎふ	市
7	8月19日	芥見南地区ほか主任児童委員視察	26	エールぎふ	市
8	9月17日	最高検察庁	4	エールぎふ/こどもサポート総合センター	県・警・市
9	9月26日	こども家庭庁	3	エールぎふ	市
10	10月9日	福岡県須恵町議会	7	エールぎふ	市
11	10月17日	東海北陸児童相談所長会議	32	エールぎふ/こどもサポート総合センター	県・警・市
12	10月29日	新潟県三条市議会	11	エールぎふ	市
13	10月30日	大阪府高槻市議会	13	エールぎふ	市
14	10月31日	大阪府東大阪市議会	9	エールぎふ	市
15	11月4日	神奈川県相模原市視察	9	エールぎふ	市
16	11月27日	岐阜地方検察庁	8	エールぎふ/こどもサポート総合センター	県・警・市
17	12月5日	信州大学荒井准教授・早川元教育長	2	エールぎふ	市
18	12月8日	千葉大教授・教職大学院生・早川元教育長	11	エールぎふ	市
19	3月19日	尾道市教育委員会	3	エールぎふ	市
20					
合計			171		

6 統計

- ① “エールぎふ” 全体
- ② 係別
 - I a 乳幼児相談係
 - I b 親子支援係
 - I c 乳幼児支援係
 - II 家庭児童相談係
 - III 発達支援係
 - IV 教育支援係
 - V 才能伸長・自立支援係

子ども・若者総合支援センター”エールぎふ” のべ相談・対応件数

2026/4/15 現在

■ 相談対象者年齢(年代)別のべ相談・対応件数 (単位:件)								のべ相談・対応件数 前年度同月比		+ 286	
	総合相談	乳幼児相談 乳幼児支援	家庭児童相談	発達支援	教育支援	才能伸長 自立支援	専門アド バイザー	のべ件数の合計		実人数の合計	
乳幼児	529	3,695	4,832	9	0	3	333	9,401	140.5%	2,165	31.4%
小学生	528	32	3,608	2,049	328	587	930	8,062	144.0%	1,718	24.9%
中学生	257	0	1,483	461	425	1,157	831	4,614	179.0%	1,477	21.4%
高校生	137	3	643	15	34	935	560	2,327	153.7%	871	12.6%
その他	351	0	36	0	5	590	238	1,220	172.6%	660	9.6%
	1,802	3,730	10,602	2,534	792	3,272	2,892	25,624	149.9%	6,891	100%

※「その他」は高校生でない義務教育終了後～成人前までの若者を意味する。

子ども・若者本人からの初発の相談実人数 445 6.5%

■ 係別・形態別のべ相談・対応件数 (単位:件)								(同上)のべ相談対応件数		275 件	
	総合相談	乳幼児相談 乳幼児支援	家庭児童相談	発達支援	教育支援	才能伸長 自立支援	専門アド バイザー	のべ件数の合計		ホットD/M のべ・実人数	
電話相談	1,635	1,575	7,616	1,309	65	1,249	147	13,596	147.8%	367	D 318
来所相談	39	2,011	346	952	353	1,780	2,641	8,122	156.6%		
訪問相談	0	136	2,470	264	372	225	60	3,527	145.6%		
メール相談	128	3	77	1	0	4	0	213	150.0%	47	M 11
ケース会議	0	5	93	8	2	14	44	166	120.3%		
	1,802	3,730	10,602	2,534	792	3,272	2,892	25,624	149.9%	414	329

※「専門アドバイザー」はカウンセラー、精神相談、弁護士相談、**拡大ケース検討会議**を含む。

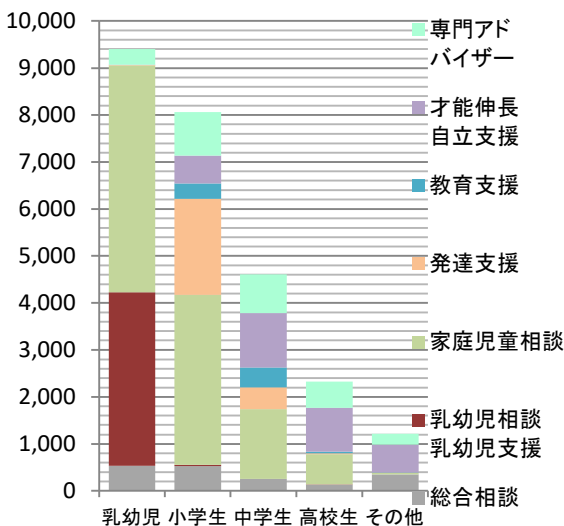
78 件

■ 支援教室等の通室人数 (単位:人)			〔対今年度4月比(2歳児教室は対今年度5月比)〕	
乳幼児相談 乳幼児支援	・親子教室(1,2歳児の発達支援)の通室人数		225 人	+ 127
	・2歳児教室(就園2歳児の発達支援)の通室人数		91 人	+ 91
	・幼児支援教室(3~5歳児の発達支援)の通室人数		832 人	+ 448
教育支援	・自立支援教室(小中学生の不登校児童生徒)の通室人数		69 人	+ 61

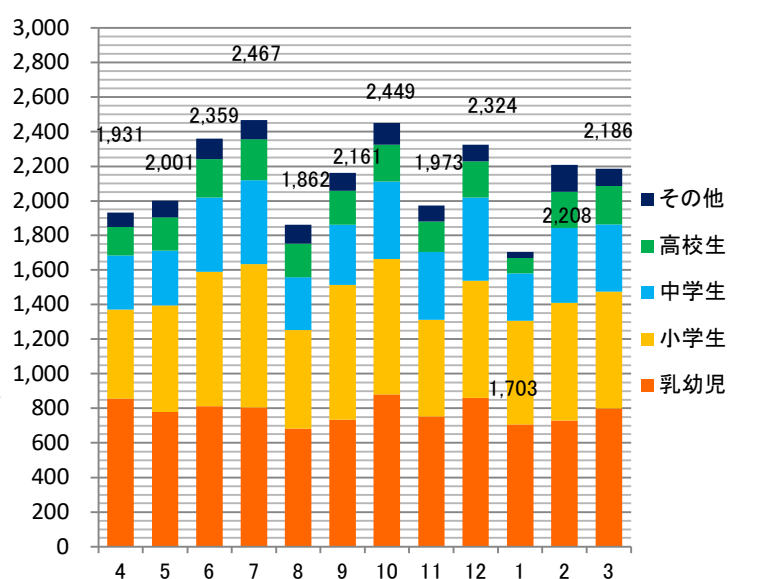
■ 講話・学習会の回数／参加者数 (単位:回／人)													
講演・講話	乳幼児学習会	ペアレントトレーニング	ゆったりゆったり(発達)	ぼちぼちいこか(不登校)	ゆうゆうと(才能伸長)	のべ数							
42	986	1	318	41	456	7	125	10	73	5	28	106	1,986

年代別相談・対応件数と担当係の内訳 (件)

【年代別の相談内容の傾向がわかる】



月別相談・対応件数と年代の内訳 (件)



I a 乳幼児相談係 統計

【1】 エールぎふ診察室実績

表1 年度別受診者

年度	H30	R1(H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7
初診者	116	153	106	130	131	156	155	160
総受診者	314	340	273	291	291	336	367	320

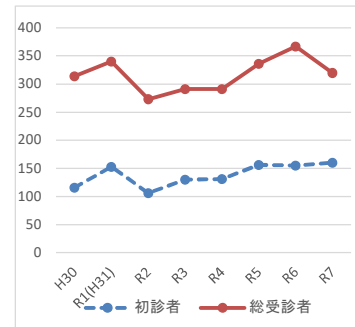


図1 年度別受診者(人)

表2 月別受診者

受診月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
初診者	8	19	12	13	14	16	18	12	9	14	14	11	160
再診者	6	9	18	25	14	21	9	13	19	13	10	3	160
合計	14	28	30	38	28	37	27	25	28	27	24	14	320

* 初診者: エールぎふ診察室を初めて受診した実人員

表3 年齢別内訳

年齢	初診		再診	
	男	女	男	女
0歳児	0	0	0	0
1歳児	1	1	0	0
2歳児	5	3	3	1
3歳児	12	6	27	8
4歳児	40	12	39	13
5歳児	62	18	48	21
合計	120	40	117	43
総数	160		160	

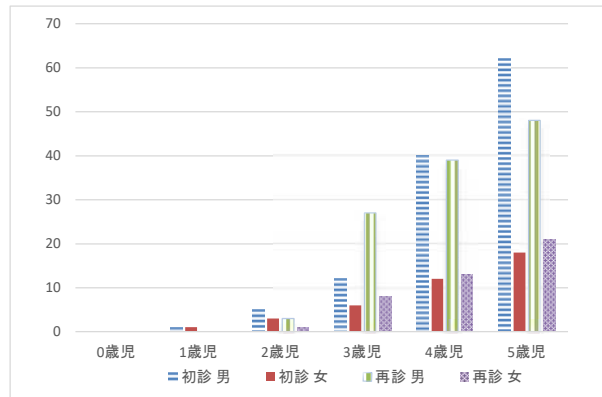


図2 年齢別内訳(人)

表4 診断名別(DSM-5による分類)

診断名	H30	R1(H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7
知的発達症	1	4	1	1	1	1	0	0
自閉スペクトラム症	189	179	129	123	149	175	118	103
注意欠如・多動症	8	12	4	1	2	3	6	3
限局性学習症	0	0	0	0	0	0	0	0
コミュニケーション症群	0	1	3	0	0	1	0	1
運動症群	0	1	0	0	0	1	2	3
ASDと他の診断との重複	15	53	62	85	45	27	135	140
その他	3	4	1	0	1	3	0	0
合計	216	254	200	210	198	211	261	250

* 診断名について R7年度実人数(264人)のうち、最終診察時の診断名(疑いを含む)のある250人。

表5 紹介状内訳

紹介理由	発行数
精密検査(聴力検査含む)	10
訓練(ST, OT)	41
継続フォロー	76
その他(理由の重複)	10
合計	137

表6 意見書内訳

意見書内容	発行数
障害福祉サービス利用	48
就学に関する対応	128
在籍園等への対応	0
その他	0
合計	176

I b 親子支援係 統計

親子教室 新規利用児紹介経路

	R5年度	R6年度	R7年度
保健センター	156	127	119
<内訳> 0歳児	4	8	6
1歳児	111	91	86
2歳児	41	28	27
家族	23	17	19
<内訳> 0歳児	0	0	0
1歳児	10	7	13
2歳児	13	10	6
病院	0	0	0
<内訳> 0歳児	0	0	0
1歳児	0	0	0
2歳児	0	0	0
その他	0	0	1
<内訳> 0歳児	0	0	0
1歳児	0	0	1
2歳児	0	0	0
<計> 0歳児	4	8	6
1歳児	121	98	100
2歳児	54	38	33
新規児合計	179	144	139
前年度からの継続	75	89	86
実人数(合計)	254	233	225

親子教室 年齢別利用人数

	R5年度	R6年度	R7年度
0歳児 実人数	4	8	6
延べ人数	7	11	9
1歳児 実人数	128	102	108
延べ人数	786	596	626
2歳児 実人数	122	123	111
延べ人数	811	839	842
計 実人数	254	233	225
延べ人数	1,604	1,446	1,477

親子教室 利用児相談件数

	R5年度	R6年度	R7年度
0歳児	0	13	1
1歳児	302	155	141
2歳児	333	343	314
計	635	511	456

親子教室 終了児相談件数

	R5年度	R6年度	R7年度
0歳児	0	0	0
1歳児	5	6	5
2歳児	80	93	42
3歳児	8	11	11
4歳児	1	0	3
5歳児	0	0	1
計	94	110	62

親子教室 終了児進路

	R5年度	R6年度	R7年度
幼稚園・保育所(園) 認定子ども園	0歳児 0 1歳児 9 2歳児 82	0歳児 0 1歳児 5 2歳児 93	0歳児 1 1歳児 11 2歳児 81
内訳			
幼児支援教室	0歳児 1歳児 2歳児	 63	 75
2歳児教室	0歳児 1歳児 2歳児	 次年度 2 0	 次年度 1 0
親子支援係 フォロー	0歳児 1歳児 2歳児	0 4 1	0 3 1
地域フォロー	0歳児 1歳児 2歳児	0 1 9	0 1 2
乳幼児相談係(エ ル診察室)フォロー	0歳児 1歳児 2歳児	0 1 0	0 5 0
支援なし	0歳児 1歳児 2歳児	0 1 9	0 0 14
児童発達支援センター	0歳児 1歳児 2歳児	0 9 4	0 7 4
児童発達支援事業所	0歳児 1歳児 2歳児	0 15 28	0 12 23
在宅	0歳児 1歳児 2歳児	0 7 3	0 7 1
内訳			
地域フォロー	0歳児 1歳児 2歳児	0 3 1	0 5 0
乳幼児相談係・親子 支援係フォロー	0歳児 1歳児 2歳児	0 4 1	0 2 1
幼児支援教室	0歳児 1歳児 2歳児	 1	 0
その他 (市外転出など)	0歳児 1歳児 2歳児	0 3 5	0 1 2
終了児計	0歳児 1歳児 2歳児	0 43 122	0 38 111
計		165	150
次年度継続児	0歳児 1歳児 計	4 ※85 89	8 ※78 86
			5 ※70 75

※就園後継続利用児含む

I c 乳幼児支援係 統計

■ 幼児支援教室総利用者数(通級・相談)

利用形態	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
通級	585	580	569	546	554
相談	269	266	277	261	283
合計	854	846	846	807	837

■ 幼児支援教室利用延べ人数

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
合計	14,109	14,104	14,455	14,048	13,017

■ 幼児支援教室利用児の在籍する施設数

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
市内公立幼稚園	2	2	2	2	2
市内私立幼稚園	32	32	32	33	31
市外公立幼稚園	0	0	0	0	0
市外私立幼稚園	5	6	4	3	4
市内公立保育所	19	15	12	9	11
市内私立保育園	15	18	21	23	18
市内 認定こども園	16	17	17	17	23
その他保育施設	1	1	1	1	2
市外公立 保育所(園)	0	0	1	0	0
市外私立 保育所(園)	0	0	0	0	0
市外 認定こども園	2	2	1	2	3
計	92	93	91	90	94

※一年間での最高の利用数

※児童発達支援事業所は、27年度から併用不可を浸透させた。

Ⅱ 家庭児童相談係 統計

■相談種別件数

単位:件

相談種別	令和6年度			令和7年度		
	新規	継続	計	新規	継続	計
児童虐待	516	256	772	510	225	735
養護	375	329	704	306	316	622
保健	0	0	0	0	0	0
障害	0	1	1	3	0	3
非行	0	0	0	0	0	0
育成	9	8	17	10	8	18
その他	199	4	203	263	7	270
計	1,099	598	1,697	1,092	556	1,648

障害相談:知的障害・発達障害など 非行相談:ぐ犯行為・触法行為 育成相談:性格行動、不登校、育児・しつけなど

■相談種別・性別・年齢別実人数(令和7年度)

単位:人

相談種別	実人数	男	女	不明	0歳~2歳	3歳~就学前	小学生	中学生	高校生以上
児童虐待	510	271	239	0	91	86	213	81	39
養護	306	159	142	5	87	61	101	45	12
保健	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害	3	3	0	0	0	1	1	1	0
非行	0	0	0	0	0	0	0	0	0
育成	10	5	5	0	0	0	4	5	1
その他	263	132	131	0	45	53	80	47	38
計	1,092	570	517	5	223	201	399	179	90

○令和7年度に受付けた児童虐待相談の内訳

■児童虐待 内容別 単位:件

身体的虐待	175	34%
心理的虐待	268	52%
ネグレクト(養育放棄)	59	12%
性的虐待	8	2%
計	510	100%

■主な虐待者別 単位:件

実母	246	48%
実父	234	46%
実父以外の父	16	3%
実母以外の母	1	0%
その他	13	3%
計	510	100%

■児童年齢別 単位:件

0歳~2歳	91	18%
3歳~就学前	86	17%
小学生	213	42%
中学生	81	16%
高校生以上	39	7%
計	510	100%

■経路別

単位:件

児童相談所	294	58%
都道府県(児童相談所を除く)	0	0%
児童福祉部門	28	5%
保健センター	19	4%
市町村(その他)	0	0%
保育所(保育園)	10	2%
児童福祉施設	2	0%
指定発達医療機関	0	0%
児童家庭支援センター	0	0%
認定こども園	5	1%
警察署	1	0%
家庭裁判所	0	0%
保健所	2	0%
医療機関	2	0%
幼稚園	4	1%
学校	127	25%
教育委員会等	3	1%
里親・ファミリーホーム	0	0%
児童委員(通告の仲介含む)	0	0%
家族・親戚	3	1%
近隣・知人	0	0%
児童本人	2	0%
その他	8	2%
計	510	100%

■児童虐待相談件数の推移(過去10年間)

単位:件

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
岐阜市	89	119	76	182	262	252	320	541	515	516
岐阜県	1,018	1,004	1,095	1,405	2,280	2,268	2,390	2,684	2,725	2,982
全児童相談所	103,286	122,275	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	214,843	225,509	223,691

■こどもサポート総合センター連携状況

合同緊急受理会議 単位:件

単位:件

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和6年度	68	50	64	64	30	66	75	57	50	37	53	28	642
令和7年度	48	47	98	45	45	66	46	71	73	37	46	58	680

Ⅲ 発達支援係 統計

■のべ相談・対応件数

単位: 件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R5年度	73	200	203	227	220	332	206	189	243	178	218	187	2476
R6年度	146	222	226	277	236	308	237	158	204	205	161	179	2559
R7年度	89	181	235	228	190	324	265	187	213	179	213	230	2534

■心理発達検査 件数

単位: 件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R5年度	5	10	8	5	15	13	7	9	13	12	14	6	117
R6年度	8	14	12	8	15	7	6	5	8	16	9	8	116
R7年度	7	5	8	9	11	8	13	8	14	8	10	10	111

■フィードバック(FB) 件数

単位: 件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R5年度	2	16	8	7	7	16	13	8	10	12	13	16	128
R6年度	3	14	13	15	1	19	10	7	7	12	16	11	128
R7年度	7	12	5	13	9	12	14	14	12	13	14	13	138

■読み書き検査・チェック等 件数

単位: 件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R7年度	1	1	3	0	1	2	2	0	0	1	0	2	13

■訪問発達相談 件数

単位: 件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R5年度	1	4	5	3	0	7	2	0	1	1	1	0	25
R6年度	1	1	2	2	0	3	0	2	3	1	1	0	16
R7年度	0	0	1	2	0	1	2	0	2	3	1	0	12

■年齢別相談対応件数

単位: 件

	幼児	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高	高卒	合計	
R5年度	年間 0	548	418	313	295	203	252	252	129	58	5	2	2475	
R6年度	年間 0	312	524	442	290	342	224	203	186	34	2	0	2559	
R7年度	4月	0	1	8	17	17	6	15	3	11	10	1	0	89
	5月	0	15	16	34	27	21	31	9	14	10	4	0	181
	6月	2	34	28	40	32	19	34	14	19	11	2	0	235
	7月	0	44	46	38	26	22	18	15	9	9	1	0	228
	8月	0	23	40	28	37	22	11	6	15	8	0	0	190
	9月	0	53	71	54	38	29	30	14	22	11	2	0	324
	10月	1	36	63	42	30	29	21	16	17	8	2	0	265
	11月	1	33	28	43	17	16	12	14	15	6	2	0	187
	12月	1	38	53	32	17	16	9	20	19	8	0	0	213
	1月	0	49	33	26	17	6	10	9	25	4	0	0	179
	2月	0	53	35	26	17	24	13	19	18	7	1	0	213
	3月	4	52	48	14	22	26	18	25	15	6	0	0	230
	年間	9	431	469	394	297	236	222	164	199	98	15	0	2534

■ゆったりゆったり 参加人数

単位: 人

	5月	7月	9月	11月	1月	3月	計
R7年度	北部コミセン 17	西部コミセン 8	もえぎの里 21	市橋コミセン 15	北東部コミセン 6	長森コミセン 7	74
幼保	2	2	5	1	0	0	0
小	13	6	14	11	5	5	5
中以上	2	0	2	3	1	2	2

特別編	幼保	小	中以上	合計
10月	11	33	7	51

IV 教育支援係 統計

■自立支援教室利用状況

月	4月	5月	6月	7月	夏季休業	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開室日数(日間)※R7年度	12	20	21	12	5	18	21	21	18	16	18	13	195
R7年度 通所者数(のべ)	64	149	175	110	29	197	256	236	256	243	336	241	2292
R6年度 通所者数(のべ)	72	226	224	155	37	237	337	368	294	256	275	226	2707
R5年度 通所者数(のべ)	55	172	248	143	33	294	307	296	262	272	356	213	2651
R4年度 通所者数(のべ)	63	178	295	155	38	298	307	367	277	297	384	317	2976
R3年度 通所者数(のべ)	98	196	278	171	32	170	318	334	326	250	269	233	2675
R2年度 通所者数(のべ)			53	104	50	195	247	197	213	169	230	240	1698
R1年度 通所者数(のべ)	33	100	181	138	33	208	252	283	250	263	370		2111

※R2.3月～R2.5月までは、新型コロナウイルス感染症予防対応のため閉室。

■学年別通所生数

学 年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	その他	合計
R7年度 通所人数(実数)	2	3	5	16	9	10	7	10	6	1	69
R6年度 通所人数(実数)	0	1	5	11	8	14	8	9	8	0	64
R5年度 通所人数(実数)	0	1	5	5	17	12	12	16	10	0	78
R4年度 通所人数(実数)	0	0	3	8	11	12	16	16	14	0	80
R3年度 通所人数(実数)	0	2	7	8	9	9	13	22	9	0	79
R2年度 通所人数(実数)	0	2	2	6	4	12	12	9	3	0	50
R1年度 通所人数(実数)	2		4	3	12	8	9	9	17	0	64

■通所生等の進路先

	R7年度	R6年度	R5年度	R4年度	R3年度	R2年度	R1年度
岐阜工業高等専門学校	1	1					
華陽フロンティア高等学校(定時制)	1	3	1	1			2
華陽フロンティア高等学校(通信制)	1	2	1			1	
山県高等学校		2					
岐阜県立岐阜商業高等学校 定時制	1	1	1		1		
岐阜県立岐阜工業高等学校 定時制					1		
岐阜県立岐阜農林高等学校		1					
岐阜県立岐南工業高等学校	1						
長良特別支援学校 高等部		1					
岐阜第一高等学校			1				
岐阜東高等学校			1		2		1
済美高等学校	2		1				
岐阜聖徳学園高等学校					1		
大垣日本大学高等学校	2						
KTCおおぞら高等学院		1	1		1	1	
聖マリア女学院高等学校		1			1		
城南高等学校	1			2		1	
クラーク記念国際高等学校			5		1	2	
ぎふ国際高等学校	5	5	5	5	2	2	6
啓晴高等学校	3	3	2	3	2	4	4
名古屋中央高等学院						1	
ぎふ中央高等学院			2				
NHK学園高等学校			1				
さくら国際高等学校		2	1		1	1	1
明蓬館高等学校			1				
鳥取県立智頭農林高等学校			1				
渡辺高等学院名古屋校			1				
平野学園清凌高等学校		1	1				
ルネサンス高校グループ	1		1				
トライ式高等学院	1						
岐阜開成高等学校			1				
R高等学校		1					
N高等学校							1
飛鳥未来高等学校		1	1				1
青山高等学校							1
サンデザイン専門学校					1		
日本航空高等学校単位制通信課程		1					
北海道芸術高等学校						1	
就職			1				
未定		1	1	3	1		
合計	20	28	32	14	15	14	17

V 才能伸長・自立支援係 統計

単位:件

項 目	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
相談支援 (来所)	R1	47	81	100	124	81	100	113	112	111	109	101	80	1,159
	R2	6	12	68	70	69	73	60	68	63	73	72	77	711
	R3	63	59	85	92	93	49	88	82	80	63	69	60	883
	R4	55	75	102	86	71	80	82	91	69	80	75	109	975
	R5	56	61	72	82	86	93	104	107	115	82	81	99	1,038
	R6	71	87	119	136	110	123	171	131	121	138	135	186	1,528
	R7	133	139	140	172	135	137	174	137	159	158	141	155	1,780
電話相談	R1	19	16	10	20	23	23	19	24	26	23	19	12	234
	R2	16	19	25	23	10	26	21	15	16	9	24	28	232
	R3	33	34	32	28	23	19	24	33	23	16	28	21	314
	R4	24	30	29	24	18	27	19	19	14	12	16	14	246
	R5	27	18	20	36	18	60	59	52	43	36	43	34	446
	R6	32	51	70	60	45	71	106	128	71	93	74	130	931
	R7	82	75	128	132	82	124	132	100	87	93	100	114	1,249
アウトリーチ	R1	5	9	8	9	3	8	10	9	7	10	10	6	94
	R2	0	0	7	13	7	6	8	9	7	6	11	14	88
	R3	7	10	18	14	6	9	13	23	21	10	9	15	155
	R4	9	19	14	11	4	9	10	17	10	14	14	6	137
	R5	6	17	7	16	5	15	5	16	9	13	10	10	129
	R6	10	20	19	15	5	13	16	13	14	10	13	25	173
	R7	16	24	31	33	10	13	26	12	14	12	16	18	225
相談支援 合 計	R1	71	106	118	153	107	131	142	145	144	142	130	98	1,487
	R2	22	31	100	106	86	105	89	92	86	88	107	119	1,031
	R3	103	103	135	134	122	77	125	138	124	89	106	96	1,352
	R4	88	124	145	121	93	116	111	127	93	106	105	129	1,358
	R5	89	96	99	134	109	168	168	175	167	131	134	143	1,613
	R6	113	159	210	214	162	209	293	273	208	242	223	342	2,648
	R7	233	238	302	339	227	276	333	251	262	263	258	290	3,272

令和8年度版 岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”要覧

令和8年6月発行

発行者：岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”

住 所：〒500-8813 岐阜市明德町11番地

電 話：(058)269-1321

F A X：(058)266-5521

E-mail：yell-g@city.gifu.gifu.jp